



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2019年9・10月号（572号）》

目 次

報 告

・臨時司教総会	1
・常任司教委員会	2
・社会司教委員会	3
・典礼委員会	5
・諸宗教部門	6
・難民移住移動者委員会	6
・カリタスジャパン	12
・正義と平和協議会	14
・部落差別人権委員会	16
・日本キリスト教連合会	17
・子どもと女性の権利擁護のためのデスク	18
・HIV/AIDS デスク	19
・中央協議会事務局（総務）	19
公文書	20

臨時司教総会

■2019年度第1回臨時司教総会

日 時	2019年7月8日（月）14:00－10日（水）12:00	
場 所	日本カトリック会館 マレラホール	
出席者	会 員	16人
	招請者	2人
	来 賓	1人
	オブザーバー	4人
	総会事務局	5人

報 告

第 52 回国際聖体大会準備について

2020 年 9 月 13 日－20 日にハンガリーのブタペストで「わたしの源はすべてあなたの中にある」（詩編 87・7）をテーマに開催される第 52 回国際聖体大会の 2 回目の準備会が 2019 年 6 月 21 日にブタペストで開催され、プログラム概要をもとに旅程が提示されたことが同大会代表参加者の白浜 満司教から報告された。

審 議

1. 宮原良治司教の退任に伴う司教協議会内の役職変更について
宮原良治司教の退任に伴い、司教協議会内の役職の後任について以下のとおり確定した。
①常任司教委員会委員の 1 名の欠員 勝谷太治司教
②教会行政法制委員会委員長 梅村昌弘司教
諸宗教部門責任司教 酒井俊弘司教
2. 「新しい歌を主に歌え－聖歌の認可と公表に関する指針」承認について
本司教総会での諸意見を加味して修正した「新しい歌を主に歌え－聖歌の認可と公表に関する指針」を承認した。
3. ハンセン病謝罪声明について
社会司教委員会から提案されたハンセン病謝罪声明（案）については、司教総会での諸意見を加味して修正し、「ハンセン病に関わる日本カトリック司教団の謝罪声明」として日本カトリック司教団名で発表する。
4. 2019 年度第 2 回臨時司教総会日程延長について
2019 年度第 2 回臨時司教総会日程を、すでに決定している 2019 年 12 月 12 日（木）に加え、12 月 13 日（金）までとすることを承認した。
5. 2020 年度司教総会日程確定について
2020 年度司教総会日程を以下のとおり確定した。
2020 年度定例司教総会 2020 年 2 月 17 日（月）－21 日（金）
2020 年度第 1 回臨時司教総会 2020 年 7 月 13 日（月）－17 日（金）
2020 年度第 2 回臨時司教総会 2020 年 12 月 10 日（木）
6. 2020 年からの教区分担金の算出方法について
2020 年からの教区分担金の算出方法について以下の事項を確定した。
①教区分担金の総額は、中央協議会本部の運営経費予算の 10%とする。
但し、経過措置として 2020 年度は 8.5%、2021 年度は 9.0%とし、2022 年度以降、10%とする。
②財務委員長から提案された、教区分担金の各教区の分担比率と信徒一人当たりの分担金額の算出方法。

常任司教委員会

■7 月定例常任司教委員会

日 時 2019 年 7 月 4 日（木）10：00－12：00
場 所 日本カトリック会館 会議室 2
出席者 委 員 6 人
事務局 6 人

報 告

1. 災害見舞に対する礼状送付について
4 月に、スリランカ・コロンボでの自爆テロ事件に際しての見舞状とパリ大司教区カテドラルのノート

ルダム大聖堂の火災に際しての見舞状を高見三明大司教から各所に送付したところ、6月6日にコロノが大司教とフランス司教協議会事務局長から礼状が届いた。

2. 日本カトリック障害者連絡協議会横浜大会について

2018年10月20日-21日に開催された第13回日本カトリック障害者連絡協議会横浜大会の報告書が紹介された。

審 議

1. 2019年度第1回臨時司教総会内容確定に関する件

本年7月8日(月)-10日(水)に開催する2019年度第1回臨時司教総会で取り扱う事項を確定した。

(詳細は臨時司教総会報告参照)

2. 「聖歌の創作と認可および公表に関する指針」(案)について

典礼委員会から提出された「聖歌の創作と認可および公表に関する指針」(案)については、本常任司教委員会で修正を加えることなく、7月司教総会で審議を行う。

3. 2019年平和旬間に向けての司教協議会会長談話について

本常任司教委員会の諸意見に基づき修正した2019年平和旬間に向けての会長談話を発表することを承認した。

4. 2020年祈祷の使徒「日本の教会の意向」について

本常任司教委員会で修正を加えた2020年度の祈祷の使徒の「日本の教会の意向」を承認した。

5. “Administrator apostolicus”の邦訳について

司教座空位の場合に、使徒座が任命する教区管理者(Administrator apostolicus)の邦訳名称を、当該教区の顧問団によって選出される教区管理者(Administrator dioecesanus)と区別するために、「使徒座管理者」とすることを確定した。

6. Pax Christi International (PCI) 2020年広島世界大会への後援依頼について

2020年5月に広島で開催されるPax Christi International (PCI) 2020年広島世界大会の日本カトリック司教協議会としての後援依頼を承認した。

7. 舞台劇「五島崩れ」の後援依頼について

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を記念して、2019年12月13日に福岡市の博多座で上演する舞台劇「五島崩れ」のカトリック中央協議会としての後援依頼を承認した。

8. ミャンマー青少年委員会からの援助要請について

2019年11月27日-12月3日にかけて、ミャンマー青少年委員会の主催により開催する、ミャンマーの青年フォーラムと東南アジアの青年の集いのために依頼された5,000ドルの援助を行うことを承認した。

9. 中央協議会発行出版物の企画承認について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。

①書籍名 2019年度 定例司教総会「司教の集い」記録

内 容 2019年度定例司教総会中の「司教の集い」(“Placuit Deo”を学ぶ)の記録

②書籍名 カトリック儀式書 幼児洗礼式

内 容 これまであかし書房より刊行されていた『幼児洗礼式』を、同社の事情によりカトリック中央協議会が引き継ぎ発刊

③書籍名 使徒的勧告 キリストは生きている

内 容 教皇フランシスコのシノドス後の使徒的勧告 Christus vivit の邦訳出版

社会司教委員会

■第29回社会司教委員会事務局会議

日 時 2019年7月3日(水) 16:00-18:00

場 所 日本カトリック会館 会議室 5

出席者 4 人

報 告

1. 第 28 回社会司教委員会事務局会議議事録は一部修正のうえ 7 月 3 日付で承認された。
2. 司教総会における「ハンセン病問題勉強会」の進捗状況
3. 平和旬間会長談話の確認
4. 『今こそ原発の廃止を』英訳の進捗状況

審 議

社会司教委員会の議案について

- ①規約の見直し箇所の確認とともに、社会司教委員会の目的、役割を確認し、会議の開催頻度について検討を行う。
- ②教皇訪日に備え、各委員会・デスクのレポート作成を検討する。
- ③ハンセン病謝罪声明後のアクションについて検討する。

■第 99 回社会司教委員会

日 時 2019 年 7 月 10 日（水）14：00－17：00

場 所 日本カトリック会館 会議室 3

出席者 10 人

報 告

1. 「エコロジー問題に取り組むための検討会」設置について
司教団に対して日本のカトリック教会が環境問題にどのように取り組むかを提案する。検討会の活動期間は 2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで。
2. 教皇訪日準備について
社会福音化推進部では教皇訪日の準備のために各委員会・デスクがレポートを準備している。

審 議

1. 社会司教委員会について
日本のカトリック教会として時のしるしを見極め、預言者的役割を果たし社会の福音化のために共同責任を負い、社会の非福音的な事象に対して、教会の内外に福音的な立場を明示し、社会の福音化に寄与することを目的とする。
定例会議は年 4 回（2 月、3 月、7 月、12 月）開催し、必要に応じて臨時会議を招集する。
定例会議では各委員会・デスクの連携を促進するための情報交換を行い、各委員会・デスク以外の社会的課題についても話し合う。
2. 司教団のハンセン病謝罪声明にかかわる社会司教委員会の取り組みについて
7 月 10 日の院内集会で浜口司教が回復者、家族、弁護団の各代表に「謝罪声明」を手渡す。
3. 『今こそ原発の廃止を』英訳の今後の進め方について
一部英訳のインターネット公開の時期と方法について常任司教委員会で審議する。
4. 2020 年司教のための社会問題研修会を開催予定。詳細は今後検討する。

典礼委員会

■『祝福式』儀式書編集会議

日 時 2019年5月30日(木) 14:00-17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室6

出席者 2人

審 議

『祝福式』儀式書発行に向けた準備作業として、規範版の第1章「家族とその成員の祝福式」の翻訳の確認・用語の統一などを行った。

■『祝福式』儀式書編集会議

日 時 2019年7月3日(水) 10:00-16:00

場 所 日本カトリック会館 会議室6

出席者 2人

審 議

『祝福式』儀式書発行に向けた準備作業として、規範版の第1章「家族とその成員の祝福式」の翻訳の確認・用語の統一などを行った。

■定例会議

日 時 2019年7月22日(月) 10:00-15:20

場 所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 9人

欠席者 3人

報 告

1. 「聖歌の認可と公表に関する指針」について

本年7月に開催された臨時司教総会に提出した掲記指針の承認を受けて、指針公布にあたって背景などを説明した解説文の確認を行った。

2. 『幼児洗礼式』儀式書の重版について

掲記書籍については、カトリック中央協議会があかし書房より版元を引き継いで刊行する。本体価格は1800円(税抜)。8月9日発売。

審 議

2019年度全国典礼担当者会議について

本年9月2日-4日に中軽井沢・御聖体の宣教クララ修道会で行われる掲記会議は「信徒による典礼奉仕の共通理解を求めて」の第2回目として開催される。前回会議に引き続き、資料として配布予定の昨年の解説者が作成した手引書のサンプルについて検討を行った。

次回定例会議 2019年9月2日(月) 9:00-12:00 御聖体の宣教クララ修道会 軽井沢修道院(長野)

■『ゆるしの秘跡』儀式書改訂会議

日 時 2019年7月22日(月) 15:30-23日(火) 12:00
場 所 日本カトリック会館 会議室3、6
出席者 3人

審 議

『ゆるしの秘跡』儀式書の改訂に向けた準備作業として、付録にある良心の糾明の項目を規範版に基づいて検討した。

諸宗教部門

■2019年度第3回会議

日 時 2019年7月5日(金) 14:00-16:30
場 所 日本カトリック会館 会議室3
出席者 7人
欠席者 3人

研 修

テーマ 「ヒンズー教とキリスト教の対話 -ラーマクリシュナ・パラマハムサとスヴァーミ・ヴィヴェーカーナンダの思想」
講師 シリル・ヴェリヤト師(イエズス会)

報 告

『SNSと宗教』における広報掲載内容について

審 議

1. 各教区における諸宗教への対応方法に関するアンケートについて
諸宗教対話に関する担当者を各教区に任命する可能性について、司教協議会会長の高見三明大司教より提案されたことを受け、各教区の現状を調査するアンケートを実施する方向で、同アンケート内容を精査した。
2. 教皇フランシスコとアフメト・タイプ師の署名文書に関する対応について
教皇庁諸宗教対話評議会の要請に応じて同文書を翻訳し、普及手段については引き続き検討していく。
3. バチカンの諸宗教対話評議会から届いた『Education for Peace in a Multi-Religious World: A Christian Perspective』の邦訳と配布方法について
翻訳候補者を外部へ依頼し、同翻訳はカトリック中央協議会のウェブサイトに掲載する。

次回日程 第4回会議 2019年10月4日(金) 日本カトリック会館

難民移住移動者委員会

■2019年度難民・移住労働者問題キリスト教連絡会(難キ連)世話人会

日 時 2019年5月9日(木) 16:00-18:00

場 所 日本キリスト教協議会 会議室（東京・新宿区）

出席者 カトリックより1人

事務局長の健康の理由で、ここ数年会議が開催されなかった。事務局体制の立て直し、アドボカシーとキリスト教各教派間の情報交換という本来の設立趣旨に基づく今後の活動について協議した。在日外国人が直面している問題の数々が深刻化しているが、そのひとつが未就学児童の問題である。今年度は、ミャンマー人児童の母語・継承語講座を行う NPO 法人と協働で在日外国人児童の学習支援を実施しつつ、今後の活動の方向性と体制について引き続き検討する。

■第6回事務局会議

日 時 2019年6月5日（水）15：00－17：00

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 8人

報 告

1. 前回議事録を確認した。
2. アドボカシー・啓発プロジェクト報告
収容施設訪問を行う団体と東京出入国在留管理局との交渉が、国会議員2名の同席のもと行われた。期間もわからないまま長期収容され心身ともに参っている人が多い。収容者の自殺や病死事件も起きており、緊急医療が喫緊の課題で交渉の焦点となった。
3. 東京管区セミナー、大阪管区セミナー進捗
4. 人身取引問題に取り組む部会（タリタクム日本）報告
5. ベトナム対応チーム進捗
6. 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）関連報告
“からふるカフェ小冊子”第2弾の編集作業を進めている。来年の外キ協全国協議会・全国集会は、2020年1月30日（木）－31日（金）に名古屋で開催する。

審 議

1. 2019年9月29日世界難民移住移動者の日に向けて、5月末に教皇メッセージが発表された。今後作成される委員会メッセージは、英語、スペイン語、ベトナム語、ポルトガル語、中国語、韓国語に翻訳する。啓発グッズとして、ポスターデザインを活用したクリアファイルを作成する。
2. 委員会規約の改定について、改訂内容を再確認し今後の進め方も確認した。
3. 教皇庁移住者・難民部門が発行した文書（難民と移住者への対応20のアクションポイント、人身取引問題に関する司牧指針）の仮訳の活用について協議した。
4. 排除ZEROキャンペーン関連の取り組み（カリタスジャパンとの協働）として実施する小教区対象アンケートの集計方法について、意見交換を行った。
5. 技能実習制度Q&A増刷にあたり、最小限の改訂を行う。連絡先修正のほか、表紙の説明を更新する。
6. International Catholic Migration Commission (ICMC) からの2019年会費依頼については、アジアとの連携を重視し、送らないこととする。

■2019年度なんみんフォーラム（FRJ）総会

日 時 2019年6月17日（月）15：00－15：50

場 所 日本福音ルーテル社団 1F ホール（東京・渋谷区）

出席者 カトリックより2人

審 議

1. 議長、記録人、議事録署名人の選出
2. 2018 年度活動報告
3. 2018 年度決算報告
4. 役員の選出
5. 2019 年度活動予定および予算報告

■第7回事務局会議

日 時 2019 年 7 月 4 日 (木) 15:00-17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室 4

出席者 11 人

報 告

1. 前回議事録を確認した。
2. アドボカシー・啓発プロジェクト報告
立憲民主党が「多文化共生社会基本法案」を国会へ提出した。野党から法案が出されたのは初めてで、今後の議論の活発化が期待できる。大村入国管理センターでハンガーストライキ中の被収容者が死亡する事件があった。参院選に向け各政党に対し、移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)、外国人権法連絡会など 8 つの人権 NGO が人権法制度の整備に関するアンケートを行った。各党の政策、考え方の違いが明確になった。移住連ホームページに詳細を掲載している。
3. 東京管区セミナー、大阪管区セミナー進捗
4. 人身取引問題に取り組む部会(タリタクム日本)報告
留学生ビザ、日本語学校を隠れみのにした詐欺や労働搾取が報告されている。タリタクム日本委員のニダ・インデリブレ修道女が支援していた留学生のケースで、未払い賃金や損害賠償を求めた裁判に勝訴した。証人尋問のための来日費用として支援した援助金の返金と合わせて寄付があった。
5. 船員司牧(AOS)部会関連
7月14日の船員の日のポスターを、J-CaRM News といっしょに発送した。7月7日号のカトリック新聞一面に、教皇がヨーロッパの AOS チャプレンと会った時に“赦し”の権限を与えたという記事が掲載された。
6. なんみんフォーラム(FRJ)関連報告
今は FRJ の組織を考え直す時期にあり、6月に開催された総会後のワークショップでは、参加者でビジョン・ミッションを見直し、今後の活動について話し合った。
7. 外キ協、難キ連関連報告
外キ協“からふる小冊子”第2弾を8月に発行する。難キ連では、在日外国人の子どもの学習支援を企画準備中で、カトリック教会は今後も世話人、運営委員としてかかわりを継続する。

審 議

1. スペイン語圏ラテンアメリカ人司牧者会(APALA)への対応について
APALA 代表のアナマリア・ゴンザレス修道女からイグナシオ師に届いたスペイン語資料(規約案、3ヶ月分のコアメンバー会議議事録、リーダー養成プログラム資料)を確認した。9月29日にサクラファミリア(大阪市)で開かれる全国の集いに山野内司教、イグナシオ師が参加し、各教区の状況報告や分かち合いを受けて、言語別グループへの委員会のかかわりについて検討していく。全国の集いの案内に関してはこれまでと同様に、事務局も協力して準備し、関係者に送付する。

2. 教皇庁移住者・難民部門が発行した文書（難民と移住者への対応 20 のアクションポイント、人身取引問題に関する司牧指針）の仮訳について継続審議を行った。司牧指針については、人身取引についての啓発のためのブックレット作成の提案があった。詳細は今後検討していく。
3. 排除 ZERO キャンペーン関連の取り組み（カリタスジャパンとの協働）について
小教区対象アンケートのフォローアップ、今後の進め方について確認した。若い世代の信徒と取り組む啓発企画を来年以降も引き続き、カリタスジャパンとの協働で推進する。
4. 2019 年全国担当者・ネットワーク合同会議のプログラム概要を確認した。
5. 中期計画アクションプランの担当者を確認した。
6. ベトナム対応チーム関連
妊娠した実習生・留学生への情報提供としてリーフレットを作成し、7月13日ー14日浜松で開かれるベトナム人司牧者・信徒大会で配布することになった。情報提供とあわせて、ベトナム語が通じる相談窓口として、ベトナム対応チームの Facebook ページまたは Facebook グループの開設を検討する。運営は、ベトナム対応チームメンバー、ベトナム語相談通訳の高山ユキさん、山岸委員、事務局が行い、相談を受けるだけでなく、地域別や課題別に適切な団体・個人につなげることを目的とすることについて確認した。

■2019 年度大阪管区セミナー

日 時 2019 年 7 月 6 日（土）12：30ー17：00

場 所 カトリック岡山教会（広島教区）

参加者 約 85 人

テーマ 西日本豪雨 在住外国人被災の現実～体験から考える～

記録的な大雨によって各地に被害をもたらした豪雨災害から 1 年がたった。災害時には、ことばやコミュニケーションの壁のため、被災した外国籍の方々にはさまざまな困難を余儀なくされる状況が発生する。白浜 満司教（広島教区）の祈りで始まった今年度管区セミナーでは、豪雨災害による被災者支援に岡山、広島で取り組んだ、倉敷協働体豪雨災害サポートセンターの山神一高さん、山井和子さん、広島教区サポートセンターの古屋敷一葉修道女、岡山でベトナム人をはじめとする外国人司牧にかかわるホアン・ドック・ロイ師、また外国人被災当事者たちの経験を聞き、浮き彫りになった課題（名簿がないのでどこに住んでいるか、被災しているかもわからないなど）、そして各々が小教区、教区でできるかわり（外国籍信徒との日頃の付き合いを大事にする、定住しない人にも連絡先リストに記入してもらうなど）について分かち合った。

■難民・移住労働者問題キリスト教連絡会（難キ連）運営委員会

日 時 2019 年 7 月 18 日（木）17：00ー19：00

場 所 日本キリスト教協議会 会議室（東京・新宿区）

出席者 カトリックより 1 人

報 告

1. 前回議事録確認
2. 事務引き継ぎ報告の進め方について
3. 難キ連規約を次回世話人会までに整備する旨の報告があった。

審 議

1. 9月からの在日外国人児童学習支援体制について
2. 学習支援の運営体制および難キ連の運営体制について
3. 学習支援事業と暫定予算については、各加盟教派からの世話人にメール稟議で依頼する。

■第4回船員司牧(AOS)コア会議

日 時 2019年7月24日(水) 11:00-16:00

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 8人

報 告

1. 前回議事録を確認した。
2. 各教区・港からの報告
3. 国際ネットワーク報告

審 議

1. AOS 中期計画書、アクションプランについて
アクションプランの最終確認を行った。ニーズ調査については、まずは、各現場での新しい気づき(変化)を毎回のコア会議で報告し合う。AOS100周年である来年の船員の日に向けては、コア会議で意見を出し合い、企画推進するための担当を決めて進めていく。
2. 海の星聖マリアの式文について
3. AOS コア会議規約案について協議した。
4. AOS 国内ネットワークの情報共有方法について意見交換を行った。
AOS ネットワーク関係者がアクセスしやすい方法で進める。
5. 隔年開催の AOS 全国研修会は来年開催となる。開催地、時期について意見交換を行った。
会場候補の調整を行い、適切な時期に、開催教区 AOS に近隣教区 AOS と事務局も入って実行委員会を立ち上げる方向で企画を始める。

■2019年度東京管区セミナー

日 時 2019年7月27日(土) 13:00-16:30

場 所 カトリック大宮教会(さいたま教区)

参加者 約85人

テーマ Share the Journey 排除 ZERO キャンペーン 国籍をこえて人々が出会うために

昨年7月カトリック東京カテドラルにて開催されたカリタスジャパンと共催の「アクションデー/東京管区セミナー」に引き続き、今年度もキャンペーンの「国籍をこえて人々が出会うために」をテーマに開催した。カリタスジャパンの田所 功事務長のあいさつとキャンペーンについての導入に続いて、担当司教であり、さいたま教区長の山野内倫昭司教(アルゼンチンでの移住者体験、司祭として日本に戻ってからの移住者体験)、ベトナム語の相談通訳として活躍する高山ユキさん(ベトナム難民として来日、同じベトナム難民の男性との結婚、子育てする中での困難、写真を通して知るベトナム人技能実習生に対する人権侵害の現状)、法務省の小林 誠さん(少年院に入院している外国人少年の背景)の3人からそれぞれの話聞いた。山岸素子委員のファシリテーションのもとパネルディスカッションでは、教会で、日本社会

で、国籍を越えて出会い、現状を知り、具体的に行動していくことが改めて呼びかけられた。山野内司教司式による派遣ミサで終了した。

■なんみんフォーラム（FRJ）運営委員会

日 時 2019年7月29日（月）15：30－17：30
場 所 岐部ホール310号室（東京・千代田区）
出席者 カトリックより2人

報 告

1. ワーキンググループ、委員会からの報告
2. 各団体からの報告
3. 事務局より連絡

審 議

1. Panasonic 助成組織診断事業について
 - ・昨年より「Panasonic NPO/NGO サポートファンド for SDGs」を受け、組織の見直しと強化を図っている。FRJ 内部および外部への聞き取り結果の概要、並びに組織診断の結果抽出された組織課題の説明があった。本事業が8月で一旦終了となるにあたり、成果物として、ヴィジョン・ミッションの策定過程を含めた「組織基盤強化計画」を作成することになった。
 - ・その下案を基に議論したが、決定には至らず、今後も継続して審議することになった。事務局がヴィジョン・ミッション・アクションの修正案を作成するとともに、作成スケジュール、方法の全体像を提示する。
2. 2019年度難民支援者全国会議の概要、内容について
難民支援者全国会議の開催概要案について、開催を2日間にすることも含め、目的、参加対象者、テーマについて意見交換を行った。出された意見を踏まえ、事務局側で開催概要を再度検討する。

■難民・移住労働者問題キリスト教連絡会（難キ連）運営委員会

日 時 2019年8月6日（火）17：00－18：00
場 所 日本キリスト教協議会 会議室（東京・新宿区）
出席者 カトリックより1人

報 告

1. 前回議事録確認
2. 事務引き継ぎ報告

審 議

1. 今後の会計の手続きについて
2. 難キ連の運営体制について
3. ニュースレターなどの広報、啓発セミナーについて

カリタスジャパン

■第2回カリタスジャパン委員会・部会合同会議

日 時 2019年6月13日 (木) 10:00-14:00

場 所 日本カトリック会館 マレラホール

出席者 20人

オブザーバー 1人

報 告

1. 事務局報告

- (1)活動報告と今後の予定
- (2)排除ZERO キャンペーン関連進捗 (アンケート、写真展など)
- (3)中期総合計画ワークショップ準備の進捗

2. 国際カリタス総会報告

3. 援助部会報告

- (1)援助審査結果
- (2)援助実績
- (3)災害関連
 - ・カリタスアメリカからの援助金残額をどうするか本会議後の援助部会で話し合う。
 - ・災害対応マニュアルについて本会議後の援助部会で話し合う。
 - ・5月に開催された仙台教区サポート会議について

4. 啓発部会報告

- ・第2回啓発部会について
- ・今後の啓発部会の方向性について

審 議

1. 事務局関連

- (1)カリタスジャパン50周年企画について検討した。継続審議となった。
- (2)10月の教区担当者会議の準備について
前日行われた教区担当者会議の実行委員会での決定事項について報告があった。
- (3)教皇訪日準備について
啓発部会、援助部会それぞれでレポートを準備する。
- (4)クレジットカード募金、新募金箱作成について、今後進めることが承認された。
- (5)カリタスジャパン事務負担金問題について
現在抱えている課題が説明された。今後再度カトリック中央協議会と協議する。

2. 援助活動、募金活動

- (1)海外会議、視察
海外視察年間計画について、本会議後の援助部会で話し合い、次回合同会議で審議する。
- (2)災害対応体制について
災害対応体制案について進めていくことが承認された。進捗を次回合同会議で報告する。
- (3)西日本豪雨災害募金終了について
8月末をもって終了する旨をカリタスジャパンのホームページに掲載することが承認された。

3. 今後の合同会議における議題のあげ方について

事務局、各部会などで審議された事柄 (付託された事柄含め) を合同会議にあげる。

次回以降日程

2019年8月27日(火) 10:00-16:00 (合同会議10:00-14:00 部会会議14:00-16:00)
10月1日(火) 同上
12月10日(火) 同上
2020年1月29日(水) 同上

■第3回援助部会会議

日時 2019年6月13日(木) 14:00-17:00
場所 日本カトリック会館 マレラホール
出席者 10人
オブザーバー 1人

審議

援助審査 国内一般5件、海外4件を審査、以下7件を承認した。

- (1) 移住者と連帯するネットワーク「移住者の権利キャンペーン2020『ここにいる Kokoni iru』3/3年目」1,300,000円
- (2) 労働相談.com「外国人労働者救済支援センター(シェルター)運営事業」2,500,000円
- (3) カリタス広島災害サポートセンター「西日本豪雨災害支援事業(ノートルダム清心女子大学一宮校舎復旧事業)」2,000,000円
- (4) カリタス広島災害サポートセンター「西日本豪雨災害支援事業(福山暁の星学院復旧事業)」12,585,037円
- (5) カリタス南相馬「初期費用(カラー印刷機)」援助額は後日決定
- (6) ネパール「竜巻緊急支援」5,000ユーロ
- (7) シリア「Al-Jazeera 地域の国内避難民、地元住民、難民人道支援」10,000ユーロ

次回日程 2019年8月27日(火) 14:00-16:00 日本カトリック会館

■第3回啓発部会会議

日時 2019年6月13日(木) 14:00-16:00
場所 日本カトリック会館 マレラホール
出席者 8人

審議

1. 教皇訪日準備レポート作成
啓発部会としては、これまでの活動、2019年5月23日-28日に開催された国際カリタス総会の内容、カリタスジャパン設立50年の活動方針などを盛り込んでまとめる。
2. 日本キリスト教社会福祉学会
学会への登録の継続が承認された。今後順次開催される会合は部会内に案内し、委員、事務局で適宜参加する。
3. 啓発部会の中期計画案、年間事業計画案について
2020年カリタスジャパン設立50年に向け、国際カリタス小冊子“Serving Out of Love”日本語版の活用方法を検討する。また、これまでの活動で得ている情報や国際カリタス総会の議事などを基にして、啓発部会活動の原点について共通認識を深めていくことを確認した。

次回日程 2019年8月27日(火) 14:00-16:00 日本カトリック会館

■第4回援助審査会会議

日 時 2019年7月17日（水）13:00－16:00
場 所 日本カトリック会館 会議室4
出席者 7人

審 議

援助審査 計3件（海外3）を審査、2件を次回援助部会へ付託、1件（海外）を却下とした。

次回日程 2019年9月10日（火）13:00－16:00 日本カトリック会館

■第4回事務局会議

日 時 2019年8月6日（火）13:00－16:00
場 所 日本カトリック会館 会議室4
出席者 7人

報 告

援助部会、啓発部会、事務局報告

審 議

1. 8月27日のカリタスジャパン委員会・部会合同会議に関して、会議議題の検討を行った。
2. ニュースレターWe are Caritasの将来の編集方針について意見交換を行った。
3. 広報ツールとしてのSNSの導入の可能性について検討した。
4. 遺贈募金受け入れのための準備を確認した。
5. 中期戦略計画の活動計画作成の議論を行った（継続審議）。
6. 事務負担金問題への対策を検討した。

次回日程 2019年9月17日（火）13:00－16:00 日本カトリック会館

正義と平和協議会

■事務局会議

日 時 2019年7月2日（火）10:00－16:00
場 所 日本カトリック会館 会議室5
出席者 5人

報 告

1. 進行中の企画の進捗状況
 - (1) 日韓脱核巡礼と懇談会の内容とスケジュール、予算の検討を行った。
 - (2) パックスクリスティ世界大会（2020年5月）の実行委員会が6月3日に広島で行われた。
2. 部会報告
 - (1) 改憲対策部会
萩集会 テーマ「萩の街から東アジアに虹をかける ～署名でつながる平和の輪～」

日時 6月15日(土) 場所 サンライフ萩(山口・萩市)
共催 広島教区、イージス・アショアの配備計画の撤回を求める住民の会
講師 前田哲男さん 参加者 210人

(2) 死刑廃止を求める部会

講演会予定 テーマ 「オウム一斉執行から一年 死刑について考える」
日時 7月6日(土) 場所 イエズス会 岐部ホール(東京・千代田区)
講師 伊東 乾さん

審 議

1. 正義と平和協議会 50周年について
記念誌発行のための業務委託、編纂会議について検討。
2. 次回定例委員会(7月30日)議案を検討した。
3. 中期計画のためのワークショップについて
実施に向けて、内容と日時を検討した。2020年1月24日-26日予定。

■定例委員会

日時 2019年7月30日(火) 11:00-16:00
場所 日本カトリック会館 会議室2
出席者 14人

報 告

1. 新委員の紹介、あいさつ
2. 上智大学ソフィアシンポジウム「平和、非核、人類文明の未来」(5月18日) 開催報告
3. 正義と平和50周年冊子進捗状況
8月16日に編集会議を行う。
4. 日韓脱核懇談会(8月28日-31日)企画進捗状況
5. 部会活動報告
改憲対策部会、平和のための脱核部会、死刑廃止を求める部会、ピース9の会、活動状況報告
6. 社会司教委員会報告

審 議

1. 来年度事業計画案作成のために討議を行った。
主要課題(憲法、沖縄、核・原発、死刑廃止)については事業を継続する。福音の視点から、私たちの生活に正義と平和の課題がどのようにかかわっているかを伝えていく方法を考える。50年の歩みを振り返りながら、今後につなげていくことを意識して事業を行っていく。
2. 部会の来年度事業案の確認と承認
改憲対策部会、平和のための脱核部会、死刑廃止を求める部会、ピース9の会担当より、現状と課題を説明し、個別の課題にかかわる事業案の概要を承認した。
3. 中期計画ワークショップについて
社会福音化推進部の委員会で中期計画ワークショップを行っている。ワークショップは当該委員会の現状、ビジョン、使命、価値を確認し、今後のめざす方向を共有し、そのための優先課題を策定する。当協議会は来年50周年を迎えることもあり、今年度中にワークショップを行う。日程は2020年1月24日-26日。参加者については今後検討していく。

4. 来年度の全国会議（2020年3月5日－7日）について

会場はYMCAアジア青少年センター（東京・千代田区）に決定。今までの全国会議のテーマ、内容、会議形態について、新任委員も多いため説明した。今年度は中期計画ワークショップを2020年1月に行い、その成果を全国会議に反映させることを確認した。

5. 声明文について

日韓関係について、徴用工賠償問題はじめ輸出規制問題への抗議声明を検討した。複雑な問題でもあり、日韓関係の悪化を懸念し、抗議声明よりは和解にむけた会長談話を近日中に発表する。

部落差別人権委員会

■事務局会議

日 時 2019年6月17日（月）11:00－16:00

場 所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 6人

報 告

1. 2019年度第2回事務局会議（4月8日）
2. 2019年度第2回定例委員会（5月7日）
3. 初夏合宿（5月24日－25日、京都）
4. その他
 - ・家族訴訟原告の教皇フランシスコへの手紙について
 - ・大阪教会管区部落差別人権活動センター
 - ・ハンセン病家族訴訟 6月28日の判決前後の集まり

審 議

1. 司教総会における「ハンセン病問題勉強会」について
司教総会中の7月9日に行われる司教団の勉強会の具体的な内容について検討した。
2. 「ハンセン病謝罪声明」発表後のアクション
謝罪声明が発表された場合、当事者への手渡しや郵送、シンポジウムの開催や冊子発行などの検討が必要。全国会議でも参加者の意見を聴き、社会司教委員会へ提案する。
3. 全国会議（6月28日－29日、大阪市）
全国会議と、その中で行われる公開講演会について具体的な準備、確認を行った。
4. シンポジウム（9月28日、宮城・仙台市）
タイトルを「強制不妊手術 被害者の声を聴く ～憲法違反の優生保護法はわたしたちの幸せを奪った～」とする。その他具体的な準備、役割など検討した。
5. 『いのちへのまなざし』抜粋冊子発行後のアクション
冊子「差別－『いのちへのまなざし【増補新版】』抜粋－」を6月29日に発行し7,000部印刷する。修道院、小教区、学校などで活用されるように、配布方法などを検討した。全国会議でも参加者の意見を聴き検討する。
6. 名古屋教区司祭月集でハンセン病問題をテーマに出前研修を行う。（7月18日）

日本キリスト教連合会（日キ連）

■2018年度第6回常任委員会

日 時 2019年4月22日（月）10：40－11：40

場 所 日本キリスト教会館 会議室（東京・新宿区）

出席者 8人

報 告

1. 日本宗教連盟（日宗連）
3月28日（木）「第4回宗教の公益性に関するセミナー」を開催（神社本庁）
講演 持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）入門講座（60分）」
講師 甲木浩太郎・外務省国際協力局地球規模課題総括課長
2. 東京都宗教連盟（都宗連）
東京都との防災施設の協議継続。（3月22日、天理教東京支庁舎）
3. 事務局
事務局対応
2019年度総会に向けての準備（2018年度決算および監査）

審 議

1. 2018年度決算承認について
2. 2018年度決算監査報告
矢萩委員より、4月12日に監査を行った結果が報告された。
3. 2019年度予算案承認について
4. 2019年度定期総会議案について、以下の議案を確認した。
「2018年度常任委員会・定例会等活動報告」「日本宗教連盟報告」「都宗連報告」
「2018年度決算報告」「2019年度活動計画」「2019年度予算計画」
5. 総会および講演会役割分担
 - ・開会祈祷 矢木委員 ・司会 道家委員
 - ・活動報告 道家委員（日宗連 道家委員、都宗連 滝田委員）
 - ・2018年度決算・2019年度予算 事務局 ・活動計画案 道家委員
 - ・講演会講師紹介 石橋委員長 ・閉会祈祷 大水委員
6. 次回定例講演会について
日本ホーリネス教団の上中 栄師に依頼する。講演内容は「天皇代替わり」に関する主題とし、時期は9月とする。矢木委員交渉担当。
7. 会報の発行を急ぐ。7月までには本年度第1号を発行する。

次回日程 2019年度第1回常任委員会 2019年6月27日（木）14：00－15：30

日本キリスト教会館（東京・新宿区）

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

■事務局会議

日 時 2019年7月8日(月) 10:00-13:00

場 所 日本カトリック会館 会議室5

出席者 5人

報 告

前回事務局会議議事録、定例会議議事録を承認した。

審 議

1. 臨時定例会議(7月19日17:00-19:30、岡山教会)について
定例会議の議案の確定を行った。
2. 大阪教会管区担当者の集い(7月20日11:00、岡山教会)について
プログラムの確認と役割分担を行った。
3. 中期総合計画の提案について
教区窓口との連携(情報共有、啓発活動などの協力)についての具体的な活動計画について、次回事務局会議にて事務局よりたたき台を提出する。
4. その他
 - ①"Sexual Abuse in the Churches"の内容共有
翻訳を担当しているイグナシオ師とともに第1章の共有を行った。
 - ②日本カトリック教会としての課題
事務局が提出した課題を共有した。継続して精査する。

■定例会議

日 時 2019年7月19日(金) 17:00-20日(土) 10:30

場 所 カトリック岡山教会(広島教区)

出席者 12人

審 議

今後の方向性について、司教団に対していくつかの提案を行うことを確認した。今回の定例会議での意見などを踏まえ、事務局会議で提案をまとめ委員に諮る。

■大阪教会管区教区担当者の集い

日 時 2019年7月20日(土) 11:00-17:00

場 所 カトリック岡山教会(広島教区)

出席者 25人

内 容

1. 最近の日本の司教団の動きについて
2. 教皇フランシスコの自発教令について
3. 課題についての分かち合い

HIV/AIDS デスク

■事務局会議

日 時 2019年6月6日 (木) 15:30-17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室5

出席者 4人

審 議

次回の定例会議について

■定例会議

日 時 2019年7月1日 (月) 15:30-17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 10人

報 告

1. デスク主催の第6回勉強会「性教育 どこまで教えるの～パート2～」(6月15日、幼きイエス会ニコラ・バレ修道院)の報告とフォローアップ
2. ミニカード(第5版)の発行(10,000枚納品済み)について
3. 今後の出展などの予定について
AIDS文化フォーラム in 横浜(8月2日-4日)、ザビエル祭(11月4日)、
エイズ学会総会(11月27日-29日)

審 議

1. HIV/AIDS デスク規約(案)について
2. ミニカード(第5版)の活用について

次回日程 2019年9月9日(月) 15:00-17:00 日本カトリック会館

中央協議会事務局

■総務

9月会議予定

2日(月)	典礼委員会定例会議	御聖体の宣教クララ修道会軽井沢修道院(長野・北佐久郡)
2日(月)	全国典礼担当者会議	〃
3日(火)	タリタクム日本運営委員会	日本カトリック会館
4日(水)	社会司教委員会事務局会議	〃
4日(水)	学校教育委員会	幼きイエス会ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)
5日(木)	常任司教委員会	日本カトリック会館
5日(木)	タリタクム事務局会議	〃
5日(木)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議	〃
5日(木)	HIV/AIDS デスク事務局会議	〃

9日(月)	HIV/AIDS デスク定例会議	日本カトリック会館
10日(火)	カリタスジャパン援助審査会	〃
11日(水)	82 回ルーテル/カトリック共同委員会	ルーテル市ヶ谷センター(東京・新宿区)
12日(木)	第 101 回聖公会/カトリック合同委員会	カトリック長崎司教館
17日(火)	カリタスジャパン事務局会議	日本カトリック会館
18日(水)	部落差別人権委員会定例委員会	〃
18日(水)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
18日(水)	難民移住移動者委員会東京管区担当者会議	〃
18日(水)	難民移住移動者委員会定例委員会	〃
20日(金)	教皇訪日準備特別司教委員会	〃
26日(木)	難民移住移動者委員会ベトナム人対応チーム会議	〃

10 月会議予定

1日(火)	カリタスジャパン委員会・部会合同会議	日本カトリック会館
1日(火)	正義と平和協議会定例委員会	〃
2日(水)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク定例会議	〃
2日(水)	社会司教委員会事務局会議	〃
3日(木)	常任司教委員会	〃
3日(木)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
3日(木)	東京カトリック神学院常任司教委員会	〃
4日(金)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議	〃
4日(金)	諸宗教部門会議	〃
8日(火)－9日(水)	難民移住移動者委員会全国担当者・ネットワーク合同会議	〃
18日(金)	教皇訪日準備特別司教委員会	〃

<会報 2019 年 9・10 月号 公文書>

2019 年平和旬間 会長談話

2019 年平和旬間 日本カトリック司教協議会会長談話

平和は「すべての人の全人的発展の実り」

1981 年 2 月 25 日、聖ヨハネ・パウロ二世教皇は、広島で鮮烈な平和アピールをなさいました。そのアピールに呼応して日本の教会は翌年から「日本カトリック平和旬間」(8 月 6 日～15 日)をもうけて、平和について考え、平和のために祈り行動するよう努めてきました。「広島平和アピール」から 38 年 9 カ月後の今年 11 月、教皇フランシスコが日本を訪問され、新たな平和メッセージを世界に向けて発信してくださるものと期待しています。

教皇フランシスコは、就任以来、折に触れて平和と核兵器廃絶について発言してこられました。2017 年 7 月 7 日、国連総会で「核兵器禁止条約」という画期的な条約が採択されました。これに先立つ 3 月 23 日に、教皇は国連総会に次のようなメッセージを送られました。テロ、軍事力の差のある者同士の紛争、情報の安

全確保、環境の問題、貧困などは、複雑に絡み合って、現代世界の平和と安全を脅かしています。しかし核の脅威はそのような課題に効果的に応えることはできません。恐怖に基づく安定は、実際には恐怖をさらに増し、諸国民の信頼関係を損なうだけです。もしそうなら、その安定をどれだけ維持できるか自問すべきです。「国際平和と安定は、互いの破壊または全滅の脅威とか、単なる力の均衡の維持といった、誤った安心感の上に成り立ち得ません。平和は、正義、人間の全人的発展、基本的人権の尊重、被造物の保護、すべての人の社会生活への参加、諸国民間の信頼、平和を重んじる制度の促進、教育と福祉の恩恵に浴すること、対話と連帯の上に築かれなければなりません。」なお、バチカン「核兵器禁止条約」を最初に批准した三カ国の一つです（9月20日）、11月には国際会議「核兵器のない世界と総合的軍縮への展望」を主催しました。

教皇フランシスコによると、「すべての人の全人的発展」とは、諸国民の間に経済格差や排除がないこと、社会がだれ一人排除されず、だれもが参加できる開かれたものであること、人間の成長発展になくてはならない経済、文化、家庭生活、宗教などが保障されること、個人が自由であると同時に共同体の一員であること、一人ひとりに神が現存されることなどを意味します。平和は、この「すべての人の全人的な発展の実り」

として生まれるのです（使徒的勧告『福音の喜び』219）。従って、世界の平和と安全を築き確かなものとするためには、核兵器廃絶によって核の脅威を払拭するだけではなく、それと同時にすべての人があらゆる面でより豊かにされていく必要があるということです。

教皇とともに、核兵器廃絶の実現を求めつつ、すべての人の全人的発展に深くかかわることによって平和をつくっていくことができるよう、平和の神に熱心に祈り、それぞれができることから始めるようにいたしましょう。

2019年7月7日

日本カトリック司教協議会会長
カトリック長崎大司教 高見 三明

ハンセン病に関わる日本カトリック司教団の謝罪声明

ハンセン病に関わる日本カトリック司教団の謝罪声明

ハンセン病回復者のみなさまと家族のみなさま
そして、すでに天に召された方々へ

わたしたちカトリック教会の日本司教団は、ハンセン病回復者のみなさまと家族のみなさま、そして、すでに天に召された方々への謝罪を表明いたします。

まず、これまで「らい予防法」が廃止された1996年、熊本地裁判決において国の責任が認められ、回復者（元患者）に対して補償が行われた2001年、そして、「ハンセン病問題に関する検証会議」が被害の実態と原因、再発防止のための施策を「最終報告書」としてまとめた2005年の折も、司教団として、回復者、家族への謝罪を表明せず、今日に至ったことをお詫びします。

ハンセン病について世界では、1943年に特効薬プロミンが開発され速やかに治癒する病気になったことを受け、1956年の「ローマ宣言」（患者の保護及び社会復帰に関する国際会議決議）で、「らい予防法」のような差別的な法律の撤廃が宣言されました。にもかかわらず、日本の国策は2001年まで変わらず、終生絶対隔

離が続けられました。

日本の司教団は、ハンセン病患者を隔離し絶滅させるという国策に対し反対することもなく、入所者のみなさまの奪われていた権利の回復を求めるのでもなく、人生被害を増大させたことに気付かず、当事者の権利を守る視点に立てませんでした。そして、ハンセン病患者・回復者、その家族に対し、長い間、言葉にできないほどの苦しみを与えてしまったことを深く反省します。

現在、全国の療養所に入所されている方々も家族の方々も年を重ね、すでに高齢になられていることを踏まえ、これ以上の謝罪の遅れは許されません。

ここに、わたしたち日本のカトリック司教団は、ハンセン病回復者のみなさまと家族のみなさま、そしてすでに天に召された方々に対して、当事者たちの当然の権利を守る視点に立てなかった責任を認め、謝罪いたします。

そして、今後再び同じような過ちを犯すことのないように、主イエス・キリストに倣って、人を大切に、人権尊重にもとることのないよう、心より誓うものです。

2019年7月10日

日本カトリック司教団

2019年船員の日 委員長メッセージ

2019年 AOS 船員の日メッセージ

教皇庁人間開発のための部署は、7月の第2日曜日（今年は7月14日）を「船員の日」と定め、世界中の司牧者、信徒に船員たちのために祈るよう呼びかけています。日本カトリック難民移住移動者委員会も船員たちとその家族のために祈るよう皆様に呼びかけます。

ノアの箱舟のような2か月近くの体験

～ 神戸からブエノスアイレス港へ渡るときに出会った教会 ～

どこへ行くのか、どんなところに到着するのか？

私がアルゼンチンのサレジオ会志願院（小神学校）に入った時、耳にした歌があります。それはイタリアのサンレモ・フェスティバルでとても人気になった「ノアの箱舟」（セルジオ・エンドリーゴ作詞、イヴァ・サニッキ作曲）でした。歌詞には「わたしの船は出港するがどこに着くかそれは知らない、ノアの箱舟のようだ」とありました。先輩たちの歌うのを聞き、私も歌いたくなりました。音楽の先生であった司祭は全員に暗記させ、一年間ずっと歌いました。スペイン語でしたが全員で歌う繰り返しのところだけ元のイタリア語で覚えました。「Partirà, la nave partirà / dove arriverà, questo non si sa. / Sarà come l'Arca di Noè...」。多くの仲間たちの祖父母はヨーロッパから移住した家族でしたので、この歌は聖歌のように私たち

を一致させてくれました。志願院では毎日サッカーの練習時間に、14～18歳の60人以上の男子が大きな声で歌いました。この歌は私に、日本からアルゼンチンへの移住の旅を思い出させてくれました。8歳半の私と4人の弟と30代だった両親にも、この海の旅はまるで「ノアの箱舟」のようで、どのようなところに到着するのか想像もできませんでした。

途中で停まる港々で街の教会を探す

日本を離れて15年ほど過ぎた頃、私は神学生でした。霊的指導者に勧められたカルメル会カルロス・メステルス師の『アブラハムとサラ（信仰体験）』（注）を読み、私の父も神の呼びかけに従ってアルゼンチンに移住したことを悟りました。そして「ノアの箱舟」を歌いながら、1964年5月31日に神戸を出港して、横浜、ロサンゼルス、パナマ、ベネズエラ、ベレム、レシフェ、サントス、モンテビデオを経て、7月20日にブエノスアイレスに着港するまでの旅を思い出しました。年をとるほど感動する父の思い出があります。それはパナマに数日間船が停まった時、2人でカトリック教会を探したことです。その時見つけた教会が、今回のワールドユースデーパナマ大会2019で何度もその横を通ったドン・ボスコ聖堂、パナマの守護者の教会でした。それからアルゼンチンに着くまで、ブラジル丸が停まった港では父と私、または家族7人で町の教会を必ず訪問しました。若い両親は2か月近く、ミサに一度も参加できなかったと思います。でも訪れた教会では、父の片言のスペイン語で何回かご聖体をいただくこともできました。そして必ず聖母の御像の前でアベマリア、またはロザリオを捧げました。

今年から船員司牧（AOS）に司教としてかわり、私の経験を分かち合える時が訪れたことを神様に感謝しています。海で働く船員たちとその家族のためにともに祈り、日本の港町、そこにあるカトリック教会は、常に船員の癒しの場であり、祈り温かく歓迎する家であることを、一緒に証ししていきましょう。

2019年7月14日
日本カトリック難民移住移動者委員会
担当司教 山野内倫昭

（注） 『神のみちびき アブラハムとサラ』 カルロス・メステルス著 女子パウロ会 （1988年）

2019年船員の日 委員長メッセージ 英語版

Message for the Day of Seafarers 2019

The Vatican Dicastery for Promoting Integral Human Development designates the second Sunday of July (July 14 this year) as "Sea Sunday" and calls on pastors and the faithful around the world to pray for seafarers. The Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move joins this call, asking the Catholics of Japan to unite in prayer for seafarers and their families.

Like nearly two months on Noah's Ark

The Church I met when I went from Kobe to the port of Buenos Aires

Where are we going? How will it be?

There is a song I heard when I entered the Salesian minor seminary in Argentina. It was "El Arca de Noé" (Noah's Ark) with lyrics by Sergio Endrigo and music by Iva Zanicchi which became very popular at the Sanremo Festival in Italy. The lyrics say, "My ship leaves port but I don't know where it is going, like Noah's ark." I listened to the upper classmen singing it and I wanted to sing it too. The priest who was our music teacher had everyone memorize it and we sang it all year. It was in Spanish, but we learned the original Italian refrain, *Partirà, la nave partirà / dove arriverà, questo non si sa. / Sarà come l'Arca di Noè...* (It will leave, the ship will leave / where it will arrive, is unknown. / It will be like Noah's Ark ...). As the grandparents of many of the fellows had moved to Argentina from Europe, this song united us like a hymn. Each day during soccer practice, more than 60 boys aged 14-18 belted out the song. In my case, the song reminded me of my trip from Japan to Argentina, when I was eight-and-a-half. For my four younger brothers, my 30-something parents and me, our sea journey was like being on Noah's Ark, heading to a destination we could not even imagine.

Searching out churches at ports along the way

Fifteen years after leaving Japan, when I was a seminarian, my spiritual director recommended a book by the Carmelite Carlos Mesters, *Abraham y Sara* (Abraham and Sarah: Faith Experience)*. It helped me realize that my father, too, have followed the Call of God to migrate to Argentina. When singing "Noah's Ark," I would recall leaving Kobe on May 31, 1964. We passed through Yokohama, Los Angeles, Panama, Venezuela, Belem, Recife, Santos, Montevideo and on July 20 reached Buenos Aires. As the years pass, I keep a memory of my father. While our ship was anchored in Panama for two days, the two of us went looking for a Catholic church. The church we found was the Basilica of Don Bosco, honoring the patron of Panama, which I later passed many times during the World Youth Day Panama 2019. From then on until we reached Argentina, whenever the Brazil Maru arrived in a port, my father and I or all seven of us would search for a church. I do not think my young parents were able to attend Mass during those two months. But thanks to my father's broken Spanish, I was able to receive Holy Communion at some of the churches we visited. In addition, we always prayed the Hail Mary or the Rosary in front of the statue of Our Lady.

As of this year, I am the bishop responsible for ministry to seafarers (AOS) and I thank God for the opportunity to share my experience. Let us join one another in prayer for seafarers and their families working on the sea. May our Catholic parishes, especially those in port communities, always be for them places of prayerful welcome and rest.

July 14, 2019
Bishop Mario Michiaki Yamanouchi
Bishop in Charge
Catholic Commission of Japan
for Migrants, Refugees and People on the Move

* *Abrahan y Sara* by Carlos Mesters (Ediciones San Pablo) published in 1988.

2019年8月2日の死刑執行に対する抗議声明

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
法務大臣 山下 貴司 様

Prot. JP 19-25
2019年8月2日

日本カトリック正義と平和協議会
会長 勝谷太治司教

2019年8月2日の死刑執行に対する抗議声明

私たち日本カトリック正義と平和協議会は、2019年8月2日に、東京拘置所の庄子幸一さん（64歳）と福岡拘置所の鈴木泰徳さん（50歳）に死刑が執行され、その尊いいのちが国家の手によって奪われたことに対して強く抗議します。

現ローマ教皇フランシスコは、就任以来折に触れて、死刑に反対するカトリック教会の立場を繰り返し強調しています。そうした中、カトリック教会は昨年、福音の光のもとに「人格の不可侵性と尊厳への攻撃」である死刑は許容できないという教会の教えを改めて確認し、全世界で死刑が廃止されるために取り組むという決意を新たにしました（『カトリック教会のカテキズム』2267番参照）。カトリック教会は、刑罰制度の厳格な適用により、死刑以外の方法で、犯罪の再発を防止し、社会の安全を確保することが可能になってきた今の時代、人間のいのちの尊さという原点に立って、死刑制度はその存在理由をもう失ったと考えているからです（『いのちへのまなざし【増補新版】』79参照）。

日本のカトリック教会の中でも、死刑廃止を訴える声は長年にわたり、常に上がってきました。いのちの尊さをイエス・キリストから学んだ私たちは、たとえ困難ではあっても、回心とゆるし合い、真の和解へと繋がるための希望を大切に考えています。私たちは教皇フランシスコや全世界のカトリック教会と声を合わせ、残酷でいつくしみに欠ける刑罰である死刑の廃止と、それに向けた執行の即時停止を強く訴え続けます。

2019年世界難民移住移動者の日 教皇メッセージ

第105回「世界難民移住移動者の日」教皇メッセージ

2019年9月29日

「移住者だけのことではありません」

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、

信仰は、神の国が地上においてすでに神秘として存在すること（『現代世界憲章』39参照）をわたしたちに確信させます。しかし残念ながらわたしたちは、神の国が今も妨害や反対勢力に直面していることを痛感しなければなりません。武力衝突や戦争がつねに人類を引き裂き、そのために不正義と差別が生じています。地域、あるいは世界規模での経済格差や社会格差を是正することも困難です。そして何よりも、もっとも貧しく恵まれない人々がこれらすべての代償を払っているのです。

経済的にもっとも繁栄している社会は、極端な個人主義に陥る傾向をその中で増大させています。その傾向は、功利的な考えと結びつき、メディアによって助長され、「無関心のグローバリゼーション」を生み出します。こうした状況の中では、移住者、難民、避難民、人身取引の被害者が、排除される側の代表的存在になっています。彼らは自分の立場から生じる苦難だけでなく、社会悪の根源とみなされるという否定的な評価も頻繁に負わされるからです。彼らに対するこうした態度は、このまま使い捨て文化をはびこらせるならば、道徳的退廃に直面することを知らせる警鐘です。事実、こうした道をたどるならば、身体的、精神的、社会的充足の基準に当てはまらない人は皆、取り残され、排除されるおそれがあります。

ですから、移住者と難民の存在は——弱い立場に置かれているすべての人と同様に——、キリスト者であり人間であるわたしたちにとって不可欠な側面、何不自由のない生活の中で眠っているおそれのあるその側面を取り戻すようにと、今もわたしたちを招いています。だからこそ、「移住者だけのことではないのです」。つまり、彼らに目を向けることにより、わたしたちは自分にも、すべての人にも目を向けるようになります。彼らを気づかうことにより、わたしたち皆が成長します。彼らに耳を傾けることにより、今はよく思われないので隠したままにしているのかもしれない自分の一面を、ことばに表すようになるのです。

「安心なさい。わたしだ。恐れることはない」（マタイ 14・27）。これは移住者だけのことではなく、わたしたちの恐れにもかかわることです。現代の悪と醜さは、『他者』、見知らぬ人、社会の片隅に追いやられた人、外国人に対するわたしたちの恐怖心」に拍車をかけます。「このことは、保護と安全とより良い未来を求めてわたしたちのもとを訪れ、扉をたたいている移住者や難民の前で、今日、とくに顕著に表れています。確かに、何の準備もなく出会うのですから、恐れるのは当然のことです」（説教、サクロファーン、2019年2月15日）。疑ったり恐れたりすること自体が問題なのではありません。その疑いと恐れが、わたしたちを不寛容で閉鎖的な人にするほどに、わたしたちの考えと行動を左右し、おそらく——知らず知らずのうちに——一人種差別主義者にさえしてしまうことが問題なのです。このように恐怖心は、他者という自分とは異なる人と出会う意欲も可能性も奪います。それは、主と出会う機会が奪われることなのです（「世界難民移住移動者の日」ミサ説教、2018年1月14日参照）。

「自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな報いがあるか。徴税人でも、同じことをしているではないか」（マタイ 5・46）。これは移住者だけのことではなく、愛のわざにかかわることです。わたしたちは愛のわざを通して、自分の信仰を示します（ヤコブ 2・18参照）。最高の愛のわざは、報いることも、おそらく感謝することさえもできない人に向けられるものです。「それは、わたしたちが社会として身

に着けたいと思っている顔と、一人ひとりのいのちの価値にかかわることです。……人々の成長は、わたしたちの扉をたたいている人に心を動かされ、共感できるかどうかにかかっています。その人は、いのちを担保にして人を隷属させるすべての偽りの偶像の正体を、その視線によってあばき、打ち砕きます。その偶像が約束するのは、現実からも他者の苦しみからもかけ離れた、見せかけだけのほかない幸せです」（「ラバト教区カリタスでのあいさつ」2019年3月30日）。

「ところが、旅をしていたあるサマリア人は、そばに来ると、その人を見てあわれに思い」（ルカ 10・33）ました。これは移住者だけのことではなく、わたしたちの人間性にかかわることです。ユダヤ人にとっては外国人であるこのサマリア人を突き動かし、立ち止まらせたのは、思いやりにほかなりません。その感情は、理性だけでは説明できません。思いやりは、わたしたち人間のもっとも繊細な琴線に触れ、苦境にある人の「隣人となる」よう駆り立てます。イエスが自ら教えておられるように（マタイ 9・35-36、14・13-14、15・32-37 参照）、思いやりとは、他者の苦しみに気づき、それを和らげるためにすぐに行動すること、いやし、救うことを意味します。思いやりとは、現代社会が事あるごとに抑圧するよう求めている優しさに、働き場を与えることです。「他者に対して開かれることによって、貧しくなるどころか、豊かになるのです。なぜならそれは、人間性を高めること、すなわち、さらに大きな全体の中で働く部分として自分を認識すること、自分の人生を他者への贈り物としてとらえること、さらには自分の利益ではなく人間の善を目的とするための助けとなるからです」（「ヘイダル・アリエフ・モスクでのあいさつ」アゼルバイジャン、バクー、2016年10月2日）。

「これらの小さな者を一人でも軽んじないように気をつけなさい。言うておくと、彼らの天使たちは天でいつもわたしの天の父のみ顔を仰いでいるのである」（マタイ 18・10）。これは移住者だけのことではなく、だれをも疎外しないということです。現代社会はいつも、疎外された人に対して優越感を抱き、残酷です。発展途上諸国は、特権をもつ限られた市場の利益のために、最良の天然資源と人的資源を奪われ続けています。戦争は世界の限定された地域だけで起きていますが、そこで用いられる武器は、他の地域で製造され売られています。そしてそうした地域は、その紛争による難民を受け入れようとしません。代償を払わされるのはいつでも、小さくされた人、貧しい人、もっとも弱い立場にある人です。彼らは食卓につくこともできず、祝宴の「パンくず」をあてがわれるのです（ルカ 16・19-21 参照）。『『出向いて行く』教会は……、恐れることなくイニシアティブをとり、行って遠くにいる人を捜し出し、疎外されている人を招くために往来の真ん中に立つことができるのです』（使徒的勧告『福音の喜び』24）。排他的な発展は、豊かな者をさらに豊かにし、貧しい者をさらに貧しくします。真の発展は、世界のすべての人を対象とするものであり、その全面的な成長を促し、後の世代にも配慮します。

「あなたがたの中で偉くなりたい者は、皆に仕える者になり、いちばん上になりたい者は、すべての人のしもべになりなさい」（マルコ 10・43-44）。これは移住者だけのことではなく、後回しにされる人を最優先するということです。イエス・キリストは、世俗の論理に屈することのないよう求めています。それは、自分と仲間の利益のために他者をないがしろにすることを正当化する、まずは自分で他者は二の次という論理です。そうではなく、キリスト者の真のモットーは「後回しにされる人を最優先に」です。「個人主義的な精神は、隣人への無関心を増長させる温床です。その精神は、単なる売買の対象として他者をとらえ、その人間性に無関心になるよう仕向け、ついには人々を冷ややかな臆病者に仕立て上げます。貧しい人、疎外された人、社会の中で後回しにされる人を前にして、わたしたちもそのような思いにとらわれることがよくあるのではないのでしょうか。また、わたしたちの社会には、後回しにされる人がどれほどいることでしょうか。なかでもわたしは、移住者のことをとりわけ考えます。彼らは困難と苦しみを抱えながらも、尊厳をもって安心して暮らせる場を、時には死に物狂いで探しながら日々を送っています」（「外交使節団へのあいさつ」2016年1月11日）。福音の論理では、後にいる者が先になるのですから、わたしたちは仕える者にならなければなりません。

「わたしが来たのは、羊がいのちを受けるため、しかも豊かに受けるためである」(ヨハネ 10・10)。これは移住者だけのことでなく、一人の人間、そしてすべての人にかかわることです。イエスのこのことばには、イエスの使命の核心、すなわちすべての人が御父のみ旨に従い、いのちのたまものを豊かに受けることが示されています。あらゆる政治運動、あらゆる計画、あらゆる司牧活動は、霊的なものを含む多様な側面において、つねに人間を中心に据えなければなりません。このことは、根本的に平等であると認識されるべきであるということにおいて、すべての人に当てはまります。ですから、「進歩は単なる経済的發展に還元されるものではありません。本当の進歩とは全体的なもの、すなわち個人としての人間全体、および人類全体を進歩向上させることであるはずです」(パウロ六世回勅『ポプロールム・プログレシオ』14)。

「したがって、あなたがたはもはや、外国人でも寄留者でもなく、聖なる民に属する者、神の家族」(エフェソ 2・19)です。これは移住者だけのことでなく、神と人間の国を築くということです。移住者の時代とも呼ばれる現代、大勢の罪のない人が、際限のない技術進歩と消費志向の高まりによる「重大な裏切り」の犠牲となっています(回勅『ラウダート・シ』34 参照)。そして彼らは、自分たちの期待を情け容赦なく裏切る「楽園」へと旅立ちます。彼らの存在は、時には面倒がられることすらありますが、多くの人の搾取の上に成り立つ少数の人のための発展という神話の偽りを暴く助けとなっています。「移住者と難民は、解決すべき問題をもたらすだけの存在ではなく、歓迎され、尊重され、愛されるべき兄弟姉妹であることを、わたしたち自身が認識し、他の人々にも認識してもらう必要があります。彼らは、より公正な社会、より完全な民主主義、よりまとまりのある国、より兄弟愛に満ちた世界、より開かれた福音的なキリスト教共同体を築くのを助けるために、神の摂理がわたしたちに与えた機会なのです」(2014年「世界難民移住移動者の日」教皇メッセージ)。

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、現代の移住現象が抱える課題への対応は、受け入れる、守る、励ます、共生するという四つの動詞にまとめることができます。しかし、これらの動詞は移住者と難民だけに当てはまるものではありません。それらは、受け入れられ、守られ、励まされ、共生することを必要としている、周縁で生活するすべての人に対する教会の使命を表しています。これらの動詞を実践するなら、わたしたちは神と人間の国の構築に貢献し、すべての人の全人的発展を促すと同時に、国際社会が自ら掲げる持続可能な発展という目標へと近づくのを助けることができます。そうした取り組みなしには、その目標の達成は困難なはずです。

ですから、これは移住者だけのことでありません。彼らだけでなく、わたしたちすべてに、人類家族の現在と未来にかかわることなのです。移住者、そしてとりわけもっとも弱い立場に置かれた人々は、「時のしるし」を読み解くのを助けてくれます。主は彼らを通してわたしたちに、回心して、排他主義、無関心、使い捨ての文化から解き放たれるよう呼びかけておられます。主は彼らを通してわたしたちに、キリスト者としての生き方を完全に取り戻し、神の計画によりいっそう即した世界を築くために、各自の召命に応じて貢献するよう招いておられます。

世界のすべての移住者と難民、そして彼らの旅に同伴する人々に豊かな恵みが与えられるよう、わたしは「道の聖母」であるおとめマリアの執り成しを通して、祈りのうちに願い求めます。

バチカンにて
2019年5月27日
フランシスコ

2019年世界難民移住移動者の日 委員会メッセージ

2019年「世界難民移住移動者の日」委員会メッセージ

「これは移住者だけの話しではなく、私たちのことなのです」

教皇フランシスコはこれまで難民や移住者に寄り添い、ともに歩む姿勢を示してきました。今年の教皇メッセージでは、難民移住移動者を取りまく諸問題は当人たちだけではなく、何よりも私たちの側の問題でもある、と訴えています。今日の社会は個人主義や功利主義、使い捨て文化が価値観の中心となり、そこでは誰もが、排除されるリスクを負っているのです。こうした中、人間性の最も深い琴線に響く共感、私たちに他者の痛みを感じさせ、助けるための行動を促します。私たちは教皇の呼びかけに応え、「恐れずに」移住者と出会い（マタイ 14・27）、「見返りを求めない」思いやりで接し（マタイ 5・46）、「どんな人も排除しない」（マタイ 18・10）、という具体的な行動を起こしていきましょう。それこそが神の国の実現のためにキリスト者としての召命を生きることだからです。

2019年9月29日

日本カトリック難民移住移動者委員会

委員長 松浦悟郎

担当司教 山野内倫昭

日韓政府関係の和解に向けての会長談話(日本カトリック正義と平和協議会)

2019年8月15日（聖母被昇天の祝日）

日韓政府関係の和解に向けての会長談話

日本カトリック正義と平和協議会会長

勝谷 太治 司教

日本と韓国の政府間の関係が緊迫しています。「神は、キリストを通してわたしたちを御自分と和解させ、また、和解のために奉仕する任務をわたしたちにお授けになりました」（二コリント 5・18）との言葉を託された教会として、私たちが大切な隣人である韓国との間で、いかに和解と平和を深めることができるかを考えましょう。

■徴用工賠償判決をめぐる日韓政府の対立

2019年7月4日、日本政府は韓国に対する半導体等の素材の輸出手続きを煩雑にする措置を、さらに8月2日には、日本からの輸出管理上の優遇措置が得られる「ホワイト国」からの韓国の除外を発表しました。この措置は、韓国からすれば極めて敵対的な仕打ちであり、両国政府の関係悪化は、今後、長期化することも予想されます（注1）。

こうした強硬措置のきっかけとなったのは、2018年10月以後に言い渡された韓国の大法院の判決でしょう。それは、徴用工と呼ばれる人々の被害に対する慰謝料の支払いを日本企業に命じました。この判決に対して日本政府は、賠償問題は1965年に日韓基本条約とともに締結された日韓請求権協定によりすでに解決済みであり、この司法判断に対する韓国政府の無作為は、国際法と国際約束の原則に違反し、言語道断であるとしています（注2）。

しかしながら日本の弁護士や学者たちからも、韓国大法院判決に対する日本政府のこの対応は適切でないとの指摘がなされています。民主主義社会における三権分立下において、行政府が司法に干渉してはならないのは当然であり、韓国政府にこの判決へのなんらかの対応を求めること自体がおかしいということ。また日韓の政府、および最高裁は、請求権協定において国家間の請求権は消滅しても戦争被害賠償にかかわる「個人の請求権は消滅していない」との判断では一致していると指摘されています（注3）。

元徴用工の人々は、劣悪な環境での労働を強いられた被害への個人賠償を求めて訴訟を起こし、韓国大法院の判決は、それを植民地支配と侵略戦争に直結した非人道的行為による人権侵害として認め、その精神的被害への慰謝料を、労働者を直接使役した日本企業に対して命じたのでした（注4）。

ところで現在、日韓の人と物の交流は圧倒的です。2018年の日韓の輸出入の合計は9兆3430億円。韓国は日本にとって中国、米国に次ぐ第3の貿易相手国であり、両国の間を毎年1000万もの人々が行き来しています。韓国の人々にとって日本は旅行先としてとても人気があります。日本においても韓国の音楽や映画・ドラマ、食べものや化粧品などを含めて交流のすそ野は、若い世代にまで広く浸透しています。日韓カトリック教会の司教団も20年以上にわたり相互の訪問を続けており、両教会の間ではさまざまな交流と協力が進んでいます（注5）。

しかしながら今、日本政府の輸出規制により韓国では日本製品の不買運動が起こり、日本においても「従軍慰安婦」を象徴する「平和の少女像」の公立美術館での展示が、首長によるあからさまな嫌悪の表明をきっかけとして中止に追い込まれたり、さまざまな交流行事が中止されたりするなど、市民のレベルにまで亀裂が及んでいます。

そして日本の多くのマスメディアは、日本政府の言うことを大きく伝えますが、韓国側の言い分については無視しがちであり、その結果、日本社会一般の見方は韓国政府批判へと傾いているようです。教皇フランシスコが「真理を識別するためには、交わりと善を促すものと、その逆に孤立と分裂と敵対をもたらすものを見分けなければなりません」（注6）と諭されるように、私たちは、煽動にまどわされず、情報の真偽を見きわめられるよう目を開いていなければならぬと思います。

■日韓基本条約・日韓請求権協定と植民地支配の責任

私たちは、現在の日本と韓国の間緊張は、深層において、日本の朝鮮半島への植民地支配とその清算過程で解決されずに残された問題に原因があることに注目すべきだと思います。問題の核心は、1965年の請求権協定を根拠に植民地支配の歴史への加害責任を認めようとしない日本政府の姿勢と、それに怒る被害国・韓国の人々の思いとの間の溝にあります。

日韓の複数の専門家によれば、協定本文や締結までの交渉過程から判断すれば、日韓請求権協定が対象としたのは、通常の合法的な契約に基づく債権債務関係のみであり、そこに植民地支配に基づく徴用時の非人道的行為について賠償請求は含まれていないとされます（注7）。

1965年の日韓基本条約および請求権協定は、冷戦体制のもとで、米日韓の戦略的構想に押されて急いで締

結されました。日本政府は、その交渉過程において、一貫して植民地支配の責任を否定しました。請求権協定で決められた日本から韓国への3億ドル相当の現物供与、2億ドルの有利子借款には、日本政府によれば過去の償いの意図は入らず、あくまで経済協力だとされました。基本条約も、両国の間の歴史認識の根本的対立を知りながらも、それぞれ自分に有利な解釈を可能とする文言が挿入されたことにより、植民地支配責任問題は棚上げしたのです。

両国の関係の中心に刺さった棘である、植民地支配の責任に関するそもそもの合意が基本条約と請求権協定に存在しないこと、これが、日韓関係が膠着する根源なのです（注8）。

日本政府による輸出規制問題に対して、韓国国民の間に日本製品の不買運動が広がることの背景にはこうした事情があります。韓国の人々の多くは、100年以上前から日本は奸計（かんけい）と強迫によって朝鮮を侵略し、その手法は今も同じだと怒っており、それが不買運動に現れているのでしょう。

政治がどうであれ、日本と韓国が大切な隣国同士であることに変わりはありませんし、政治が独走して人々の友好関係を傷つけることがあってはなりません。両国政府は、相手を「非友好国」とみなし、国民の間に脅威や憎悪の意識を植えつけることで、自国の政治の動力を得ようとはなりません。

また言うまでもなく、日本がかつて侵略し、植民地支配をした歴史を負う国に対しては、日本政府には特別慎重な配慮が必要でしょう。問題の解決には、相手をリスペクトする姿勢を基として、冷静で合理的に対話する以外の道はありません。

■ 和解に向けて

平和学者ヨハン・ガルトゥング氏が「超越法」として提唱するように、国家間の紛争は、両当事国の望みがともに達成されるとともに、両者がこれまで以上の何かをともに作り上げることで確執を乗り越えるべきでしょう。日韓両国政府には、共に知恵をしばり、行き詰った二項対立の悪循環を脱し、壊れた関係を修復していく道筋を見出していくことが求められます（注9）。

「基本条約」や「請求権協定」にこだわり、解釈の袋小路から抜け出せないのならば、日韓間の真の友好関係を築きあげるためには、明確な「植民地支配の清算」を含んだ新たな法的な枠組みを作ることも考えられねばならないでしょう。

また特に日本社会に蔓延する、隣国やその国民に対するヘイトスピーチの風潮や、歴史修正主義を真剣に是正し、正確な歴史認識と反省の上に立って、平和で公正な国際関係を構築する人類社会の歩みに次世代の人々を導かなければなりません。

徴用工裁判原告の年老いた被害者は、自らの問題が日韓関係の険悪化を招いたのではないかと心を痛めています。しかし、その責任は被害者個人に帰せられるべきものではありません。キリストは、「罪によって互いに憎み分裂するわたしたち人間の心に愛の火をともし、心の武装解除をなさしめ、傷ついた心をいやし、人類一致と恒久平和のための内的基礎を築いてくださるかた」（注10）です。日韓の政治指導者は、緊張を高めるのではなく、過去に誠実に向き合い、未解決のままにしてきたさまざまな問題を当事者の立場から解決していくべきです。そうした試みが実を結び、日本と韓国、日本と朝鮮半島との信頼と友好関係が発展し、それが東アジアの平和体制の実現に結びついていくように、平和旬間の今、教皇がアシジのフランシスコの「平和を求める祈り」をもとに示された、次の祈りを心に留めながら、平和の主に祈りましょう。

主よ

わたしたちをあなたの平和の道具にしてください。

交わりをはぐくまないコミュニケーションに潜む悪に気づかせ、
わたしたちの判断から毒を取り除き、
兄弟姉妹として他の人のことを話せるよう助けてください。
あなたは誠実で信頼できるかたです。
わたしたちのことばを、この世の善の種にしてください。
騒音のあるところで、耳を傾け、
混乱のあるところで、調和を促し、
あいまいさには、明確さを、
排斥には、分かち合いを、
扇情主義には、冷静さをもたらすものとしてください。
深みのないところに、真の問いかけをし、
先入観のあるところに、信頼を呼び起こし、
敵意のあるところに、敬意を、
嘘のあるところに、真理をもたらすことができますように。
アーメン。(注 6)

注

(注 1) 半導体材料 3 品目の輸出規制については、経済産業省が「日韓間の信頼関係が著しく損なわれた」として「韓国との信頼関係の下で輸出管理に取り組むことが困難になった」と 7 月 1 日突然に表明した。世耕弘成経産相は翌日の記者会見で、元徴用工問題について「G20 (首脳会議) までに満足する解決策が得られなかった」ため、「韓国との信頼関係が著しく損なわれた」と指摘した。さらに安倍晋三首相は 7 月 7 日のフジテレビの党首討論で「徴用工の問題で、国と国との条約 (日韓請求権協定) を守らない国であれば (安全保障上の) 貿易管理をしているかどうかかわからないと考えるのは当然だ」などと述べた。

(注 2) 2018 年 10 月 30 日の韓国大法院判決を受けて、安倍首相は、同日の衆議院本会議において、元徴用工の個人賠償請求権は日韓請求権協定により「完全かつ最終的に解決している」とした上で、本判決は「国際法に照らしてあり得ない判断」であり、「毅然として対応していく」と答弁した。河野外相も「極めて遺憾で、断じて受け入れられない。…日韓請求権協定に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、1965 年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない」と述べた。

(注 3) 2018 年 11 月 5 日「元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士有志声明」
(<http://justice.skr.jp/koreajudgements/statement.pdf>)、山本晴太「日韓両国政府の日韓請求権協定解釈の変遷」(2014 年)参照。日本政府の答弁としては、1991 年 12 月 13 日参議院予算委員会、1992 年 2 月 26 日衆議院外務委員会、1992 年 3 月 9 日衆議院予算委員会における柳井俊二条約局長答弁。1992 年 4 月 7 日参議院内閣委員会における加藤紘一外務大臣答弁。2007 年 4 月 27 日、西松建設への中国人強制連行の被害者による賠償訴訟についての最高裁判決。2018 年 11 月 14 日、河野太郎外務大臣発言等参照。

(注 4) 日本帝国が 1910 年より植民地支配していた朝鮮半島における「徴用」は、1938 年から 1945 年にかけて、戦時体制下における労働力確保のため、人々を多くは強制的に日本に連行し、様々な場所で労働させた。それは「朝鮮人内地移入斡旋要綱」(1942 年)や「国民徴用令」(1944 年)など、日本政府が作った制度の下で実施された。新日鉄住金株式会社に対する訴訟の原告である元徴用工は、賃金が支払われず、感電死する危険があるなかで溶鉱炉にコークスを投入するなどの過酷で危険な労働を強いられていた。提供される食事もわずかで粗末なものであり、外出も許されず、逃亡を企てたとして体罰を加えられるなど極めて劣悪な環境に置かれていた。

(注5) 1998年に来日したキム・デジュン韓国大統領は、日本の国会で演説(10月8日)し、戦後の日本は議会制民主主義のもと、経済成長を遂げ、アジアへの援助国となると同時に、平和主義を守ってきたと評価した。そして「日本には、過去を直視し歴史を恐れる、真の勇気が必要であり、韓国は、日本の変化した姿を正しく評価しながら、未来の可能性に対する希望を見いだす必要があります」と呼びかけた。その実りである「日韓共同宣言 二十一世紀の新しい日韓パートナーシップ」により、日韓の文化と市民の交流は、その後、圧倒的な規模で展開されてきた。

(注6) 2018年5月6日 第52回「世界広報の日」教皇メッセージ「真理はあなたたちを自由にする」(ヨハネ8・32)「フェイクニュースと平和的ジャーナリズム」

(注7) 吉澤文寿編著『五〇年目の日韓つながり直し 日韓請求権協定から考える』(2016年、社会評論社)、同著『日韓会談 1965 戦後日韓関係の原点を検証する』(2015年、高文研)、太田修著『日韓交渉 請求権問題の研究』(2015年、クレイン)などを参照。

(注8) 日本政府は、日韓基本条約の交渉過程において、植民地支配の責任を一貫して否定し続けた。1952年から開始された交渉が何度も中断されたのも、日本政府の植民地支配の責任回避の姿勢に反発する韓国民の民意に押されてのことだった。しかし、米国の冷戦戦略による圧迫や韓国の軍事政権下における経済開発主義、あるいはまた日本による植民地政策は韓国の近代化に益したという植民地「施恵」論のもとで、基本条約および請求権協定は、植民地支配責任に言及しない形で締結された。日本から韓国への3億ドル相当の現物供与、2億ドルの有利子借款による経済援助は、日本政府による「独立祝い金のようなもの」(椎名悦三郎外相発言、第50回国会参議院本会議 1965年11月19日)であるとされた。

さらに遡れば、日韓基本条約の第2条「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定はもはや無効(already null and void)であることが確認される」についての解釈も対立したまま積み残された。というのは、韓国側の解釈では、無効なのは1910年の併合条約及びそれ以前に大韓帝国と日本帝国との間で締結されたすべての条約であり、日韓併合はそもそも韓国の同意に基づかず、不法に強制されたものであったとされる。これに対して日本側は「もはや無効(already null and void)」という表現をいれると「ある時点までは有効だった」という含みが生まれ、併合条約は1948年の大韓民国政府の樹立によって失効したが、それ以前は合法であり有効だったと解釈する。それゆえ、この条約においては、植民地支配に対する反省も謝罪もおこなわないとの立場である。こうして第2条に「もはや(already)」が挿入されたことにより、1910年から1945年までの日本による朝鮮半島支配の責任問題は棚上げにされた。韓国の人々の多くは、この条約と協定は両国の間の歴史認識の根本的対立を知りながらも、それぞれ自分に有利な解釈を可能とする「談合」だったととらえている。(注7)の参考図書を参照。

(注9) 紛争解決について豊かな経験をもつ平和学者ヨハン・ガルトゥング氏は、紛争が起きた時には、両者の望みがともに達成されるとともに、両者がこれまで以上の何かをともに作り上げることで互いの確執を乗り越える「超越法」という和解の方法を提起している。紛争両当事者に求められるのは、まず被害者と加害者両方のいやしのプロセスである。これは、対立の外部要因(当事者外の自然・社会・歴史的環境など)を共同で検討すること、加害事実の承認と謝罪、賠償、その事実の公的な宣言などで進む。しかしこれにはさらに、両者が過去を清算し、共同の未来の建設していくこと、すなわち起こった不幸な出来事を水に流し、しめくくるプロセスにまで進むことが必要である。そこには、とりわけ教育が大きな役割を演じる。互いの立場をロールプレイングで理解し合ったり、犠牲者に向けて両者が一緒に頭を下げ、悲しみといやしを共有したりする体験、さらに共通の未来に向けて壊れたものを共に再建していくプロジェクトなどが考えられる(ヨハン・ガルトゥング『平和を創る発想術—紛争から和解へ』岩波ブックレット603参照)。

具体的に、徴用工問題の本質が人権侵害問題である以上、まずなにより被害者個人の被害が回復されなければならない。そのためには、両政府と関係企業が自発的に人権侵害の事実と責任を認め、その証として謝

罪と賠償を含めて被害者及び社会が受け入れることができるような行動をとることが必要であろう。

中国人強制連行が問題となった鹿島建設花岡事件（2000年）、西松建設事件（2009年）、三菱マテリアル事件（2016年）などの場合は、訴訟を契機に、日本企業が事実と責任を認めて謝罪し、その証として企業が拠出して基金を設立し、被害者全員の救済を図ることで問題を解決することができた。そこでは、被害者個人に金銭の支払いがなされただけでなく、受難の碑や慰霊碑を建立し、毎年中国人被害者等を招いて慰霊祭等を催すなどの取り組みも行われている。

さらに目を外に向ければ、ナチス・ドイツによる強制労働被害を受けた約100カ国の166万人以上に対し、ドイツ政府と約6400社のドイツ企業が2000年に「記憶・責任・未来」基金を創設し、約44億ユーロ（約7200億円）の賠償金を支払ってきたケースもある。こうした取り組みに、今日本政府や日本企業は見習うべきではないか。

（注10）1995年2月25日 日本カトリック司教団教書『平和への決意 戦後五十年にあたって』3.（1）

日韓政府関係の和解に向けての会長談話（日本カトリック正義と平和協議会）韓国語版

2019년 8월 15일 (성모승천대축일)

한일정부관계의 화해를 향한 가톨릭 정평협 회장담화

일본 가톨릭 정의와 평화협의회장

카츠야 타이치 주교

일본과 한국 정부간의 관계가 긴박해지고 있습니다. “하느님은 그리스도를 통하여 저희들을 당신과 화해하게 하시고 또 화해를 위해 봉사할 과제를 저희에게 주셨습니다.”(2 고린 5, 18)라는 말을 위탁받은 교회로서 우리가 소중한 이웃인 한국과의 사이에서 어떻게 화해와 평화가 깊어지게 할 수 있을까를 생각합니다.

◆징용공 배상 판결을 둘러싼 한일 정부 갈등

2019년 7월 4일 일본 정부는 한국에 대한 반도체 등의 소재 수출 절차를 번잡하는 조치를, 이어서

8월 2일에는 일본으로부터 수출 관리상의 혜택을 얻을 수 있는 “화이트리스트”에서 한국을 제외한다는 발표를 했습니다. 이 조치는 한국에서 보면 지극히 적대적인 처사이며 앞으로 양국 정부의 관계 악화가 장기화될 것이라고도 예상됩니다.¹

이러한 강경 조치의 계기가 된 것은 2018년 10월 이후 선고된 한국 대법원의 판결일 것입니다. . 대법원 판결은 징용공이라고 불리는 사람들의 피해에 대한 위자료 지불(배상)을 일본 기업에 명한 것이었습니다. 이 판결에 대해서 일본 정부는 배상 문제는 1965년 한일기본조약과 함께 체결된 한일 청구권 협정으로 이미 해결된 것이고, 이 사법적 판단에 대해 한국 정부가 아무 조치도 취하지 않은 것은(한국정부의 무작위) 국제법과 국제협약의 원칙에 위반되며 언어도단이라고 하고 있습니다.²

그렇지만 일본의 변호사나 학자들로부터도, 한국 대법원 판결에 대한 일본 정부의 이 대응은 적절하지 않다는 지적이 나오고 있습니다. 민주주의 사회는 삼권분립 하에 있으므로 행정부가 사법에 간섭해선 안 된다는 것이 당연하며 한국정부에 이 판결에 대한 어떤 대응을 요구하는 것 자체가 이상하다는 것입니다. 또 한일정부 및 대법원은 청구권협정에서 국가간의 청구권은 소멸했어도 전쟁피해배상에 관련된 “개인 청구권은 소멸하지 않는다”는 판단에 일치하고 있다고 지적되고 있습니다.³

¹ 반도체 재료 3품목의 수출 규제에 대해서는, 지난 7월 1일 경제 산업성이 “한일간 신뢰관계가 심각하게 손상됐다”고 하며 “한국과 신뢰관계 하에서 수출 관리하기가 어려워졌다”고 갑자기 밝혔다. 세코오 히로시게 경제산업부 장관은 다음날 기자회견에서 과거 징용문제에 대해서 “G20(정상 회의)까지 만족하는 해법을 얻지 못했기 때문에 “한국과의 신뢰관계가 심각하게 손상됐다”고 지적했다. 또 아베 신조 총리는 7월 7일 후지 텔레비전의 당수 토론에서 “강제징용 문제로, 국가 간 조약(한일 청구권 협정)을 지키지 않은 나라라면(안보) 무역 관리를 하고 있는지 아닌지 모르겠다고 생각하는 것은 당연하다” 라는 등의 발언을 했다.

² 2018년 10월 30일 한국 대법원 판결을 받고 아베 총리는 같은 날 중의원 본회의에서 과거 징용의 개인배상청구권은 한일청구권협정으로 “완전히 그리고 최종적으로 해결되었다”라며 본 판결은 “국제법상 있을 수 없는 판단”이며 “의연하게 대응해 갈 것”이라고 답변했다. 고노 외상도 “매우 유감스럽고, 결단코 받아 들일 수 없다... 한일청구권협정에 명확하게 거슬러서 일본기업에 대한 부당한 불이익을 지우는 것일 뿐 아니라 1965년 국교 정상화 이후 쌓아 온 한일 우호협력관계의 법적 기반을 근본으로 뒤집는 것이며, 매우 유감이다, 결단코 받아들일 수 없다”고 말했다.

³ 2018년 11월 5일 “전징용노동자에 대한 한국 대법원 판결에 대한 변호사들의 성명”(http://justice.skr.jp/korea_judgements/statement.pdf, 한글 <https://www.fmkorea.com/1410400878>), 야마모토 하루토시 “한일 양국 정부의 한일청구권협정 해석의 변천”(2014년) 참조. 일본 정부의 답변은 1991년 12월 13일 참의원 예산 위원회, 1992년 2월 26일 중의원 외무 위원회, 1992년 3월 9일 중의원 예산위원회의 야나이 순지 조약국장 답변. 1992년 4월 7일 참의원 내각위원회의 가토 고이치 외무대신 답변, 2007년 4월 27일, 니시마츠 건설의 중국인 강제연행 피해자 배상소송에 대한 대법원 판결. 2018년 11월 14일 고노 타로 외무장관 발언 등 참조.

과거 강제징용된 징용노동자들은 열악한 환경에서 노동을 강요당했던 피해에 대한 개인배상 청구 소송을 제기했고, 한국 대법원의 판결은 그것을 식민지 지배와 침략전쟁에 직결된 비인도적 행위에 의한 인권침해로 인정하고, 그들을 직접 고용하고 일을 시킨 일본기업에 그 정신적 피해에 대한 위자료를 (지불하도록) 명한 것입니다.⁴

그런데 현재 한일간엔 사람과 물류교류가 압도적으로 이뤄지고 있습니다. 2018년 한일의 수출입 합계는 9조 3430억엔으로, 한국은 일본에 있어서 중국, 미국에 이어 세 번째 무역 상대국이며, 양국 사이엔 매년 1000만명의 인파가 오가고 있습니다. 한국사람들에게 일본은 여행지로서도 인기가 아주 많습니다. 일본에서도 한국의 음악이나 영화·드라마, 음식물이나 화장품등을 포함하는 교류의 장이 젊은 세대에까지 넓게 침투하고 있습니다. 한일 가톨릭교회 주교단도 20년 이상 상호 방문하고 있으며, 양쪽 교회 사이에서는 각종 교류와 협력이 진행되고 있습니다.⁵

그러나 지금 일본 정부의 수출 규제로 인해 한국에서는 일본 제품 불매 운동이 일어나고 일본에서도 “중군위안부”를 상징하는 “평화의 소녀상” 공립 미술관전시가 수장에 의해 명백한 혐오감 표명을 계기로 해서 중단되는 사태로 몰리고, 각종 교류행사가 중단되는 등 시민들 차원까지 균열이 파급되고 있습니다.

그리고 일본의 많은 매스미디어는 정부의 말을 크게 전하지만 한국의 주장에 대해서는 무시하기 일쑤여서 그 결과 일본사회 일반의 시각은 한국정부 비판으로 기울어져 있는 듯 합니다. 프란치스코

⁴ 일본제국이 1910년부터 식민지 지배를 했던 조선반도에서의 “징용”은 1938년부터 1945년에 걸쳐 전시체제 노동력 확보를 위해 (이뤄졌다). 사람들을, 그 중 많은 이들은 강제적으로 일본으로 압송해서 다양한 장소에서 노동시켰다. 그것은 “조선인 국내이입 알선요강”(1942년)이나 “국민징용령”(1944년) 등 일본정부가 만든 제도 하에서 실시됐다. 신일본제철주금 주식회사에 대한 소송의 원고인 전징용노동자는, 임금이 지불되지 않고, 감전사할 위험이 있는 가운데 용광로에 코크스를 투입하는 등의 가혹하고 위험한 노동을 강요당했다. 제공되는 식사도 빈약하고, 외출도 할 수 없고, 도주를 시도하면 체벌을 당하기도 하는 등 극도로 열악한 처지에 놓여 있었다.

⁵ 1998년 일본에 온 김대중 당시 한국대통령은 일본국회에서 연설(10월 8일)을 하면서, 전후 일본은 의회제 민주주의의 토대 위에서 경제 성장을 이루어 아시아에 대한 지원국이 되는 것과 동시에 평화주의를 지켜왔다고 (높이) 평가했다. 그리고 “일본에는 과거를 직시하고 역사를 두려워하는 진정한 용기가 필요하며, 한국은 일본의 달라진 모습을 빠르게 평가하면서 미래의 가능성에 대한 희망을 찾아야 한다”고 당부했다. 그 열매인 “한일공동선언: 21세기 새로운 한일 파트너십”에 따라 그 이후 한일간의 문화와 시민교류가 압도적인 규모로 전개되어 왔다.

교황이 “진리를 식별하려면 교류와 선을 촉진하는 것과 그 반대로 고립과 분열과 적대를 가져다 주는 것을 가려내야 합니다”⁶라고 깨우쳐 주셨듯이, 우리는 선동에 현혹되지 않고 정보의 진위를 확인할 수 있도록 눈을 떠야 합니다.

■ 한일기본조약. 한일청구권협정과 식민지 지배 책임

우리는 현재의 일본과 한국간의 긴장이 심층적으로는 일본의 조선반도에 대한 식민지 지배와 그 청산과정에서 해결되지 않고 남겨진 문제에 원인이 있음을 주목해야 한다고 봅니다. 문제의 핵심은 1965 년 청구권협정을 근거로 식민지 지배 역사에 대한 가해 책임을 인정하지 않는 일본 정부의 자세와 이에 분노하는 피해국. 한국인들 마음과의 사이 벌어진 틈에 있습니다.

한일 복수의 전문가에 따르면 협정 본문과 체결까지의 협상 과정으로 판단할 때 한일청구권 협정이 대상으로 한 것은, 통상의 합법적인 계약에 근거한 채권.채무관계뿐이며, 거기에 식민지 지배에 의거해서 징용한 때의 비인도적 행위에 대한 배상 청구는 포함되지 않는 것으로 판단됩니다.⁷

1965 년 한일기본조약 및 청구권협정은 냉전체제 아래에서 한미일의 전략적 구상에 밀려 급하게 체결되었습니다. 일본정부는 그 협상과정에서 일관되게 식민지 지배의 책임을 부정했습니다. 일본정부에 따르면 청구권 협정서에 결정된 일본측 3 억달러 상당의 현물공여 및 2 억달러의 유이자 차관에는 과거를 배상하는 의도가 들어있는 것이 아니라, 어디까지나 경제 협력이라고 했습니다. 기본조약도 양국간 역사인식의 근본적 대립을 알면서도 각자 자신에게 유리한 해석을 가능하게 하는 문구가 삽입됨으로써 식민지 지배책임 문제는 보류되었습니다.

양국 관계의 중심에 박혀있는 가시인 식민지 지배의 책임에 관한 애초 합의가 기본조약과 청구권 협정에

⁶ 2018 년 5 월 6 일 제 52 회 ‘세계 홍보의 날’ 교황 메시지 “진리가 너희를 자유롭게 할 것이다”(요한 8. 32)” -가짜 뉴스와 평화적 저널리즘”

⁷ 요시자와 후미토시(吉澤文寿) 편저 『오십년 한일관계를 바로잡다: 한일청구권협정으로부터 생각한다』 (2016 년, 사회평론사), 같은 책 『한일회담 1965 - 전후 한일관계의 원점을 검증한다』 (2015 년 高文研), 오오타 오사무(太田修)저 『한일협상-청구권 문제 연구』 (2015 년 클레인) 등 참조.

들어있지 않은 것, 이것이 한일관계 교착의 근원인 것입니다.⁸.

일본 정부에 의한 수출규제 문제에 대해, 한국국민 사이에서 일본제품의 불매·불매운동이 퍼지는 것의 배경에는 이러한 사정이 있습니다. 한국 사람들 대부분은 100 년이상 전부터 일본이 간계와 강박으로 조선을 침략했는데, 그 수법이 지금도 같다고 분노해서 그것이 불매운동으로 나타나고 있는 것이죠.

정치가 어떻든 간에, 일본과 한국이 중요한 이웃나라라는 것에는 변함이 없을 것이니 정치가 독주해서 사람들의 우호관계를 손상시키게 되어선 안됩니다. 양국 정부는 상대를 '비우호국'으로 간주해 국민들 사이에 위협과 증오의식을 심어줌으로써 자국 정치의 동력을 얻으려 해서는 안 됩니다.

또 말할 것도 없이, 일본이 과거 침략하고 식민지 지배를 했던 역사를 가진 나라에 대해서 일본정부의 특히 신중한 배려가 필요합니다. 문제해결에는, 상대를 존중하는 자세를 기초로, 냉정하고 합리적으로 대화하는 것 이외의 길은 없습니다.

■ 화해를 향하여

평화학자 요한 갈통이 '초월법'으로 제창하였듯이 국가간의 분쟁은 두 당사국은 양국이 바라는 바가 함께 이루어짐과 동시에 양측이 그것 이상의 무언가를 함께 만들어냄으로써 갈등을 극복해야 할

⁸ 일본 정부는 한일협정 교섭 과정에서 식민지 지배의 책임을 일관되게 부인해 왔다. 1952년부터 시작된 협상이 몇 차례 중단된 것도 일본 정부의 식민지 지배에 대한 책임회피 자세에 반발한 한국 국민의 민의에 밀렸던 것이었다. 그러나 미국의 냉전전략에 따른 압박과 한국 군사정권하에서의 경제개발주의, 또는 일본의 식민지 정책이 한국의 근대화에 이바지했다는 식민지 '시혜'론의 토대 위에서, 기본조약 및 청구권협정은 결국 식민지 지배 책임을 언급하지 않는 형태로 체결되었다. 일본에서 한국에 3억달러 상당의 현물 공여, 2억달러의 유이자 차관에 따른 경제 원조는 일본 정부에 따르면 "독립 축하금 같은 것"(시나 에쓰사부로 외상 발언, 1965년 11월 19일 제 50회 국회 참의원 본 회의)인 것으로 알려졌다.

더 올라가면 한일기본조약 제 2조 "1910년 8월 22일 이전에 대일본제국과 대한제국 사이에서 체결된 모든 조약 및 협정은 이미 원천 무효(already null and void)임이 확인될"에 대한 해석도 대립된 상태로 적체되어 있다고 하는 건 (다음과 같이 양측의 해석이 다르기 때문이다. 한국 측의 해석으로는 무효인 것은 1910년 합병조약 및 그 이전에 대한 대한제국과 일본 제국 사이에 체결된 모든 조약으로, 한일 합병은 원래 한국 의 동의에 근거하지 않고 불법으로 강요된 것이었다는 것이다. 이에 대해서 일본측은 "이미 원천 무효(already null and void)"이란 표현이 들어갔다는 것은 "어느 시점까지는 유효했다"라는 것을 함축하게 되고, (한일)합병조약은 1948년 대한민국 정부수립에 따라 취소됐지만 그 이전엔 합법적으로 유효했다고 해석한다. 그러므로 이 조약에서는 식민지 지배에 대한 반성도, 사과도 다루지 않는다는 입장이다. 이렇게 제 2조에 "이미(already)"가 삽입됨에 따라 1910년부터 1945년까지 일본의 한반도 지배에 대한 책임문제는 무시, 보류되었다. 한국인들 대부분은 '이 조약과 협정이 양국간 역사인식의 근본대립을 알면서도 각자 자신에게 유리한 해석을 가능케 한 담합이었다'고 본다. 주 6의 참고 도서들을 참조할 것.

것입니다. 한일 양국정부가 함께 지혜를 짜내서 막혀있는 이항대립(二項対立)의 악순환을 벗어나
망가진 관계를 복원해 갈 길을 찾는 것이 요구됩니다.⁹

“기본조약”이나 “청구권협정”에 집착해서, 해석의 막다른 골목에서 빠져 나갈 수 없다면, 한일간의
진정한 우호관계를 쌓아 올리기 위해서, 명확한 “식민지 지배의 청산”을 포함하는 새로운 법적인 장치를
만드는 것도 생각하지 않으면 안 될 것입니다.

또한 특히 일본사회에 만연하고 있는 이웃나라나 그 국민에 대한 역사수정주의, 헤이트스피치 등의
풍조를 진지하게 시정하여, 정확한 역사인식과 반성 위에서 평화롭고 공정한 국제관계를 구축하는
인류사회의 발걸음에 차세대 사람들에게 길이 되어야 합니다.

징용공재판 원고인 연로한 피해자들은 자신들의 문제가 한일관계의 험악화를 초래한 것은 아닌지
안타까워하고 있습니다. 하지만 그 책임은 피해자 개인에게 돌아가야 하는 것이 아닙니다. 예수
그리스도는 “죄로 인해 서로 미워하고 분열하는 우리들 인간의 마음에 사랑의 불을 밝히고 마음의
무장해제를 이루게 하시어 상처를 치유하고 인류 통일과 항구적 평화를 위한 내적 기초를 쌓아 주는
분”(주 10)이십니다. 한일 정치 지도들은, 긴장을 높일 것이 아니라, 성실하게 과거를 마주 하고,

⁹ 분쟁 해결에 경험이 많은 평화학자 요한 갈통은 분쟁이 발생했을 때 양측의 바램이 함께 달성되면서 동시에 양측이 그 이상의 무언가를 함께 만들어냄으로써 (자기 주장에 고착해서 일어나는) 서로의 갈등을 극복하는 초월법이라는 화해의 방법을 제기하고 있다. 분쟁의 양당사자들에게 요구되는 것은 우선 피해자와 가해자 양쪽 모두의 치유과정이다. 이것은 대립의 외부요인 (당사자외의 자연·사회·역사적 환경 등)을 공동으로 검토하는 것, 가해 사실의 인정과 사죄, 배상, 그 사실을 공적으로 선언하는 것 등으로 진행된다. 그러나 여기에는 또한, 양자가 과거를 청산하고, 공동의 미래를 건설해 나가는 것, 즉 일어난 불행한 사건을 물에 흘려 보내고 마무리하는 프로세스까지 나아가야 할 필요가 있다. 거기에는 특히 교육이 큰 역할을 한다. 서로의 입장을 역할체험(role playing) 하며 서로 이해하고 희생자를 위해서 양측이 함께 머리를 숙이고 슬픔과 치유를 공유하는 체험, 그밖에도 공동의 미래를 향해서 망가진 것을 함께 재건하는 프로젝트 등이 꼽힌다(요한 갈통 『평화를 만드는 발상 — 분쟁에서 화해로』 이와나미 소책자 603 참조).
구체적으로 징용노동자 문제의 본질이 인권침해 문제인 이상 무엇보다 피해자 개인의 피해가 회복되어야 한다. 이를 위해서는 두 정부와 관계기업이 자발적으로 인권침해 사실과 책임을 인정하고 그 증거로서 사죄와 배상을 포함해 피해자 및 사회가 받아들일 수 있도록 행동할 필요가 있다.
중국인 강제 연행이 문제가 된 카시마 건설 하나오카 사건(2000년), 니시마츠 건설 사건(2009년), 미츠비시 메트 리얼 사건(2016년) 등의 경우 소송을 계기로 일본 기업이 사실과 책임을 인정하고 사과하고 그 증거로서 기업이 출연하고 기금을 설립해서 피해자 전원의 구제를 꾀함으로써 문제를 해결할 수 있었다. 그 곳에서는, 피해자 개인에게 금전이 지급되었을 뿐만 아니라, 수난의 비나 위령비를 건립하고, 매년 중국인 피해자 등을 불러 위령제등을 여는 등의 대처도 행해지고 있다.
그 밖에도, 눈길을 밖으로 돌리면 나치 독일의 강제노역 피해를 입은 약 100개국 166만명 이상에 대한 독일 정부와 6400여 독일 기업들이 2000년, “기억과 책임, 미래”기금을 창설하고 약 44억유로(약 7200엔의 배상금을 지불해 온 경우도 있다. 이러한 대처에, 지금 일본 정부나 일본 기업이 본받아야 하는 것 아닌가..

미해결인 채 두어 온 여러가지 문제들을 당사자의 입장에서 해결해 나가야 합니다. 그러한 시도가 결실을 맺어 일본과 한국, 일본과 조선반도의 신뢰와 우호관계가 발전하고, 그것이 동아시아 평화체제의 실현으로 이어지도록 평화기간인 지금, 교황이 아시시의 프란치스코의 “평화를 구하는 기도”에 따라 제시하신 다음 기도를 마음에 담아 평화의 주님께 기도합니다.

주님

저희를 당신 평화 도구로 써 주소서..

친교를 쌓지 않는 커뮤니케이션에 숨어있는 악을 깨닫게 하시고,

저희의 판단에서 독을 제거하고

형제자매로서 다른 이들의 일들을 잘 알아들을 수 있도록 도와주소서..

당신은 성실하고 신뢰할 수 있는 분이시오니.

저희들의 말이 이 세상 선함의 씨앗이 되게 하소서.

소음이 있는 곳에서 귀를 기울이고

혼란이 있는 곳에서, 조화를 촉진하고,

애매함에는 명확함을,

배척에는 함께 나눔을,

선정적 흐름에는 냉정함을 가져오는 이 되게 하소서.

깊이가 없는 곳에, 진정한 질문을 하고,

선입견이 있는 곳에, 신뢰를 불러일으키며,

적의가 있는 곳에 경의를

거짓이 있는 곳에 진리를 가져올 수 있게 하소서..

아멘.¹⁰

¹⁰ 1995년 2월 25일 일본가톨릭 주교단교서 『평화로의 결의 : 전후 오십주년을 맞이하여』 3. (3)

新刊書籍案内

※ 「世界代表司教会議第15回通常総会報告」

カトリック中央協議会 司教協議会事務局

カトリック中央協議会 「会報」 2019年9・10月号 (通巻572号)
発行日 2019年9月20日
発行 宗教法人カトリック中央協議会 <https://www.cbcj.catholic.jp>
〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457